

東京大学大学院新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻

2018年度
修士論文

アート活動を通じた地域まちづくりの
実践と課題に関する研究

Practice and Problems of Community Planning through Art Activities

2019年1月21日提出

指導教員 出口 敦 教授

小花 芳輝

Obana, Yoshiki

目次

序章 04

- 第一節 研究の背景
- 第二節 研究の目的
- 第三節 用語の定義
- 第四節 研究の方法
- 第五節 既往研究
- 第六節 本研究の構成

第一章 都市における「文化」の概念 13

- 第一節 本章の目的
- 第二節 「文化」の語義の変遷
- 第三節 日本の文化政策の変遷
- 第四節 都市部における文化芸術空間の変遷
- 第五節 まとめ

第二章 都市部における行政の文化芸術施策の現状 34

- 第一節 本章の目的
- 第二節 東京 23 区の文化芸術施策の概観
- 第三節 行政による文化芸術施策の具体的事例
- 第四節 まとめ

第三章 都市部における民間のアートまちづくりの現状 62

- 第一節 本章の目的
- 第二節 事例の概要
- 第三節 方法論的到達点と課題
- 第四節 組織論的到達点と課題
- 第五節 空間論的到達点と課題
- 第六節 まとめ

第四章 アート活動と地域まちづくりの接点 81

- 第一節 本章の目的
- 第二節 文化芸術の持つ都市的効用
- 第三節 「アート・コレクティブ」という概念
- 第四節 アートまちづくりの段階的発展論
- 第五節 まとめ

終章 89

- 第一節 今後の文化芸術都市に求められる五大要素
- 第二節 文化芸術都市の展望
- 第三節 文化芸術都市／アートまちづくり研究の今後の課題

付録 94

謝辞 95

序章

序章の目次

第一節 研究の背景

- 第一項 都市生活の重要な要素たる文化芸術
- 第二項 日本における文化芸術活動を取り巻く問題

第二節 研究の目的

第三節 用語の定義

- 第一項 文化・芸術系の用語
- 第二項 まちづくり系の用語

第四節 研究の方法

第五節 既往研究

- 第一項 国内アートプロジェクト全般に関する文献
- 第二項 地域に根差したアート活動に関する文献
- 第三項 行政による文化芸術施策に関する文献

第六節 本研究の構成

第一節 研究の背景

第一項 都市生活の重要な要素たる文化芸術

第二項 日本における文化芸術活動を取り巻く問題

第一項 都市生活の重要な要素たる文化芸術

文化やアートという単語が都市やまちづくりの文脈の中で用いられるようになって久しい。高度経済成長期における工業の急速な発展や近年の IT バブルに代表される情報産業の隆盛を経て経済的に成熟した日本が今後国際社会の中で魅力を維持していくためには、これまでの製造業や知的産業もさることながら、新旧の日本の文化芸術を世界に発信していくことがより一層求められる¹。さらにそうした文化芸術は都市や地域、地区といったより細かなスケールでの人々の生活と密接に関連し合うことで、そのものの持つ価値と人々の価値が相乗効果を起こして、一段と魅力的になる。また、地域社会の側から見ても、文化芸術に関連する活動は人々の交流を深め連帯感を育む効果があり²、価値観が多様化し人間関係が希薄化する中で必要不可欠な要素となっていくであろう。このような期待から、文化庁は 2009 年に「文化芸術立国」を日本の文化面での目標とし³、2017 年公布の文化芸術基本法において民間の文化活動への支援を通じて国家を活気づけることを政策に盛り込んだ。一方でアートを用いたまちづくりも都心部や地方を問わず全国的な展開を見せ、現在は様々なアートイベントが行政や民間の主催で行われているほか、地域に開かれた美術館の建設も 2000 年代以降流行を見せている。

また人間ひとりのレベルにおいても、都市生活を営む上で文化芸術は重要な要素となってきている。その要因の一つに、余暇時間を主体的に活用することの重要性が問われ始めていることが挙げられる。積極的な長時間労働や終身雇用、「所得が増えることこそが幸福である」といったこれまでよしとされてきた考え方が一般的でなくなり、一日の中で自由に時間を使うことや人生設計をより柔軟に考えること、自分のやりたいことをライフワークとすることに価値を見出す人が増加傾向にあるという事実は、文化芸術やアートといったこれまで非生産的というイメージの強かった活動の重要性が増してきていることの原因の一つである。また、近年の写真や動画系の SNS (Social Networking Service) の普及も注目に値する。個々人の持つアイデアやオリジナリティといったクリエイティブな側面をより簡単に日常的なレベルで発信、共有しやすくなったのである。人間関係を形成する上でお互いのパーソナリティが具現化されたもの (= 広い意味での文化芸術やアート) はより重要性を増している。

第二項 日本における文化芸術活動を取り巻く問題

日本が文化芸術立国としてその魅力をアピールしていくにあたって、海外の先進的な取り組みを参照することは必要不可欠である。文化芸術都市として名高いロンドンではどのようなビジョンのもとで戦略が立てられているのだろうか。ロンドン市が2012年オリンピックに向けて2008年に打ち立てた文化戦略「Cultural Metropolis The Mayor's Priorities for Culture 2009-2012」では、文化芸術について考える上での枠組みが提示されている。

- ・文化センターとしての都市の世界的地位
- ・世界に通用する文化
- ・教育
- ・アクセス、参加者
- ・郊外での文化芸術供給
- ・新たな才能の開発
- ・活気のある地域
- ・草の根レベルの活動
- ・都市のプロモーション
- ・創造産業との連携
- ・保護環境
- ・公的支援

文化芸術教育の充実や文化芸術へのアクセシビリティの拡大、文化芸術のプロモーションなどの一般的な目標に加え、新たな才能の開発や活気のある地域の創造、草の根文化の支援など、文化芸術の裾野を広げ地域と一体となって充実を図ることが大きな目標とされている⁴。一方で2017年公布の文化芸術基本法では、基本理念として文化芸術活動の機会均等性については触れられているものの、文化芸術の層の拡大については戦略の柱として提示されていない。また地域との関わりについても、多分や施策との連携という文脈でまちづくりとの連携が謳われているものの、まちづくりそのものを文化芸術の目標のひとつに据える内容の記述は見られない。現に近年地域に展開されているアート活動の多くは単なるイベントの域を超えない一過性のものや地域独自の文脈とは関係の薄い汎用型のものであり、地域の草の根レベルでの活動に根差した文化芸術の発展・拡大や地域コミュニティの創造に寄与しているとは言い難い。また地域に開かれた美術館についても「作品と来客」という主客構造で説明できるものがほとんどであり、新たな才能の開発などによる地域独自の文化レベルの底上げに繋がっているかという点と甚だ疑問である。

このように、伝統的かつ先進的な文化芸術都市であるロンドンのフレームに日本の文化芸術活動を当てはめると、日本のそれは地域の独自性や主体性との関連や層の拡張性が不十分であるという問題を抱えていると考えられる。

第二節 研究の目的

本研究は、ある特定の地域に限定して行われる文化芸術施策やアート活動およびある特定の地域を拠点として活動する文化芸術系の組織を対象に、地域コミュニティの創造・維持・発展を軸とする地域まちづくりの観点から論ずる。地域に根差したアート活動はそれに関係する人々間のコミュニケーションを促し、地域コミュニティを醸成し、地域の魅力を維持・向上・拡大していく力を持つと考えられる。

そこで、本研究は文化政策・文化芸術空間の変遷の分析、行政および民間組織によるアートまちづくりの現状・課題の分析を通じて「アートまちづくり論」を俯瞰的な視点から体系化し、アートまちづくりの役割および今後の方向性とそのための課題を提示することを目的とする。このことは、アートまちづくりが変えていく文化芸術都市の将来像を提示することにも繋がる。具体的には以下の4点を目的に調査・分析を行う。

(1) 日本における「文化」の概念の変遷および文化政策の目的や対象の歴史的な変化を整理し、これまで「文化」が都市空間にどのような影響を与えたかを時代ごとに明らかにする。

(2) 東京23区の文化芸術施策やアートまちづくりに関する取り組みの類型化や具体的なケーススタディを通じて、今日的なアートまちづくりが公的ないわゆる「上から」の取り組みとしてどのようになされているのか、その現状の到達点や課題を明らかにする。

(3) 東京近郊で地域に根差したアート活動を地域まちづくりにまで展開させている民間の組織へのヒアリングを通じて、今日的なアートまちづくりが民間組織や地域レベルのいわゆる「下から」の取り組みとしてどのようになされているのか、その現状の到達点や課題を明らかにする。

(4) 公・民両視点からのアートまちづくりの調査・分析を通じて明らかになったアートまちづくりの到達点や課題をもとに、今後アートまちづくりに求められる役割と、そのための課題を明らかにし、文化芸術都市の将来像を提示する。

第三節 用語の定義

- 第一項 文化・芸術系の用語
 - 第二項 まちづくり系の用語
-

本節で鉤括弧付きで定義された語については、本論では特に断りがない限り鉤括弧を外して表記する。

第一項 文化・芸術系の用語

・「文化」

「文化」という語は多義的であるため誤解が生じやすい。従って本研究では極めて簡単に明解な定義を与えることとする。まず以下に、日本語での「文化」と英語での“culture”の意味を引用する。

「文化」という語の一般的な意味

文化（出典：新明解国語辞典）

1. その人間集団の構成員に共通の価値観を反映した、物心両面にわたる活動の様式（の総体）。また、それによって創り出されたもの。
2. 文明の物質的恩恵を最大限に活用しており、快適・至便な状態である。

culture（出典：OXFORD 現代英英辞典）

1. the customs and beliefs, art, way of life and social organization of a particular country or group
2. a country, group, etc. with its own beliefs, etc.
3. art, music literature, etc. , thought of as a group
4. the beliefs and attitudes about sth that people in a particular group or organization share
5. the growing of plants or breeding of particular animals in order to get a particular substance or crop from them
6. a group of cells or bacteria, espacially one taken from a person or an animal and grown for medical or scientific study, or to produce food; the process of obtaining and growing these cells

本研究では、新明解国語辞典における「集団」や「総体」、OXFORD 現代英英辞典における“group”や“organization”という両者に共通する概念を抽出して、「文化」を「人間による活動や創造物が複合化した総体」と定義する。

・「芸術」

「芸術」という語も多義的だが、本研究ではあえて抽象度を高め「材料・技術・身体などを駆使して行う表現一般」と定義する。

・「文化芸術」

「文化芸術」の定義は「文化」と「芸術」の積集合をとって「材料・技術・身体などを駆使して行う表現活動やその創造物が複合化した総体」とする。

・「アート」

「アート」は一般的に「芸術（一般）」と同義であるとされるが、本論では「『文化芸術』内の要素あるいは小グループ一つひとつ」と定義する。すなわち「文化芸術」は「アート」の集合体であると捉えられる。

・「文化芸術活動」／「文化芸術施策」／「アート活動」

以上より、「文化芸術活動」や「文化芸術施策」は「文化芸術」全般を対象としたものであって、特定のアートに関連する「アート活動」とは区別されることに注意したい。

第二項 まちづくり系の用語

・「地域まちづくり」／「地域コミュニティ」

「地域まちづくり」という語に関しては、横浜市の定義「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」「市民等の主体的な取組が尊重されなければならない」⁵や名古屋市の定義「地域において、地域住民等、その他多様な主体が、より良い環境を築き、地域の価値を向上させるために行う、地域の資源や特性を活かした自発的・自立的な市街地の形成・維持・改善及び活用に関する取組」⁶が一般性の高い解釈となっている。本研究ではある特定の地域に関係する人々の主体的なアート活動を通じた地域まちづくりを対象とするため、行政主導や民間企業主導の都市開発という意味合いも含まれる一般的な「まちづくり」と区別して「地域まちづくり」を「地域の魅力を維持・向上・拡大していくための、地域関係者を中心とした主体的な取り組み」と定義する。ここでいう「地域関係者」とは「ある地域で暮らしているあるいは活動する拠点を持っている人々」のことを指す。また、「地域関係者の集団」を「地域コミュニティ」とする。

・「アートまちづくり」

「アートまちづくり」の定義は「アート活動を軸として展開される地域まちづくり」とする。

第四節 研究の方法

まず第一章では、文献調査をもとに日本における文化の語義がどのように変遷していったのかを把握する。一方で文献調査とウェブ調査による日本の文化政策の変遷の分析、文献調査とGISによる東京都の文化芸術空間の変遷の分析も同時に行い、語義・施策・空間の関係性の歴史的な動向を整理する。

第二章では、東京都23区の文化振興系または都市計画系の課を対象としてweb調査および一部対面・メール・電話などによるヒアリング調査を行い、都市空間を舞台とした文化芸術施策の今日的到達点を明らかにするとともに、施策の類型化を行う。次に行政による文化芸術施策の代表的事例についてさらに具体的なヒアリング調査を行い、そのビジョンや組織構成、効果などについて詳しく整理し、課題を明らかにする。

第三章では、東京近郊で地域に根差した持続的なアート活動を展開し、アーティストと地域コミュニティとの間のネットワークを形成している民間の組織を対象にweb調査およびヒアリング調査を行い、地域でのアート活動が地域まちづくりの観点からどのように取り組まれているのか、その知見と課題を方法論・組織論・空間論の視点から明らかにする。

最後に第四章では、第一章～第三章の結果および補足的な文献調査の内容を材料として、「アートまちづくり」の役割とそのための課題に言及し、終章にて文化芸術都市の将来像へと発展させる。

第五節 既往研究

- 第一項 国内アートプロジェクト全般に関する文献
 - 第二項 地域に根差したアート活動に関する文献
 - 第三項 行政による文化芸術施策に関する文献
-

本研究の位置付けと意義を明確にする上で、研究内容において関連が深いと思われる既往研究および既往文献をレビューする。

第一項 国内アートプロジェクト全般に関する文献

中村有理沙・土肥真人：日本におけるアートプロジェクトの実態と主催者の意識構造 - コミュニティ側とアート側の意見に注目して - , 日本都市計画学会都市計画論文集, 48, 3, pp.273-242, 2013.10

概要

日本国内で行われているアートプロジェクト全てを対象として、その規模や活動場所、企画運営主体などの実態を明らかにするとともに、アートプロジェクトを実施するにあたってのコミュニティ側の意見とアート側の意見をアンケート調査をもとに整理し、両者の意識構造を明らかにした研究。アートプロジェクトが一般的に地域およびアートに対して変化を起こすものであると認識されており、特に人間関係を構築する上で重要な役割を果たすと認識されているという。またコミュニティとアート両者間での要請として、コミュニティ側はアート側に対して地域の現状や課題に対する考察を、アート側はコミュニティ側に対して表現の対象・仲間・場を求めているということを明らかにしている。

田島悠史・小川克彦：アートプロジェクトにおける、地域メディアとして機能する芸術の考察, 環境芸術学会『環境芸術』, vol.11, pp.57-64, 2012.11

概要

地方にてボトムアップ的に実施されているアートプロジェクトが地域のメディアとして機能するために、芸術が持つべき要素を提示した研究。芸術が地域メディアとなるために必要な条件として従来は「場所性の反映」が論ぜられてきたが、その本質はプロジェクトに関係する「人の参画」であると結論づけている。「プロジェクトに関わる人々そのものがメディアである」という知見を検証するために、今後類似地区での分析事例が地区されていくことを求めている。

地域とアートとの関係性を論じているという点でアートプロジェクトに関する文献は本研究と関連が深いですが、アートプロジェクトに関する文献については個別の具体的地域での調査をもとにした事例評価的なものが大多数を占めている。その中でも一般性の高い結論を出しているのが上記二件となる。

これらの文献^{7, 8}は、地域の魅力創出や人間関係構築といったまちづくり的目標を掲げる中で、アートやアート活動、それに関わる人が大きな役割を占めるという言説に確からしさを与えているという点で本研究を下支えしている。ただしこれらの文献は地域とアートの主客構造を前提とするものであり、本章第一節でも触れたように、地域の主体性の向上やアートの層の拡大がまちづくりに通じるという仮説にまでは至っておらず、アートプロジェクトの延長線上に期待できる地域とアートとの関わりを論じることに本研究の意義があると言える。

第二項 地域に根差したアート活動に関する文献

荒川佳大・真野洋介：地域での文化活動の派生からみた地域多主体型アートプロジェクトの役割に関する研究 - 墨田区向島地区での一連のアートプロジェクトを事例として -, 日本都市計画学会都市計画論文集, 45, 3, pp.289-294, 2010.10

概要

「地域多主体型アートプロジェクト」を「地域で行われている文化活動が集まる形で行われるアートプロジェクト」と定義し、その代表的事例として2000年代初頭より墨田区向島地区で展開された一連の活動を取り上げた研究。①運営主体の経年的変化②地域団体との連携③地域ストックを活用した拠点の形成、という三つの特徴を持ったアートプロジェクトが、自立した市民文化活動を生み出したことを明らかにしており、特に対象事例固有の特徴として①サポーターシステムの導入により市民参加のハードルが低くなったこと②様々な人との交流が可能な場が整備されていたことの二点を挙げている。またその派生した文化活動の特徴として、①市民の地域への問題意識が反映されていること②市民の地域への関わりの潜在的なニーズが顕在化されていることの二点を挙げている。

前項でも触れたように、地域に根差したアート活動に関する研究には、具体的事例の評価や効果の分析を試みたものが多い。特に上記文献⁹のように、草分け的な事例として2000年代初頭から続く墨田区向島地区での事例を対象としたものが多く、同事例における年月の経過に伴う更新やその後の後発事例についての分析が詳細に行われているとは言い難い。従って、①地域に根ざしたアート活動の発展段階に言及しながら現状の到達点を論じている点②地域に根ざしたアート活動を横断的に比較しながら共通の課題や各事例の特異点を分析している点の二点に本研究の独自性がある。

第三項 行政による文化芸術施策に関する文献

河島伸子：都市文化政策における創造産業 - 発展の系譜と今後の課題 -, 経済地理学年報, 57, 4, pp.295-306, 2011.10

概要

創造産業論を経済地理学的視点から論じ、その理論上・実証上の問題点と都市文化政策の観点から見た今後の創造産業研究の課題を明らかにした研究。文化政策の目標が優れて多様な文化の育成とその普及にあったことに立ち返ることを要請している。都市文化政策が経済発展に資するものとして位置付けられていることや、対象となる文化活動が安易な国際性に結び付けられていることが、地域固有の文化をむしろ疎外してしまう可能性を持つことに問題意識を置いており、地域に根ざした文化資源や活動を発掘・育成するための政策的な環境整備を検討する必要性を説いている。

荒川洋子：「クリエイティブ・シティ」と美術教育 - 文化政策の動向とこれからの美術教育のあり方 -, 美術教育学会誌, 33, pp.39-50, 2012

概要

日本国内で近年積極的に推進されている戦略的文化政策である「クリエイティブ・シティ」施策について、海外の先進的事例との比較を交えた動向を整理し、美術教育の立場から課題や今後の創造的都市のあり方を考察した研究。近年の日本の文化芸術施策が、①国民の文化芸術に対する機会均等性の保証に傾きすぎていること②文化芸術を地域活性化のためのツールの一つとして扱っていることを問題視しており、本来の「クリエイティブ・シティ」が目標とするような、①組織や個人が創造的な自立した存在になること②創造性を発揮する場が確保されていることからかけ離れていることに警鐘を鳴らしている。

行政による文化芸術施策に関しては「創造都市」あるいは「クリエイティブ・シティ」を扱ったものが存在する。「文化芸術を地域まちづくりのツールとして用いるのではなく、地域の文化芸術的な創造性を向上させていくことやその為の環境整備が結果的に地域まちづくりに結びつく」という本研究のスタンスとこれらの文献^{10, 11}の主張は一致するが、具体的に地域レベルでどのような方法・組織・空間でもって創造性を向上させていくか、その政策的な部分への言及は、横浜市や金沢市などを対象とした個別事例研究を除いては十分になされているとは言えない。本研究は本来の創造都市論¹²に立脚しつつ、行政の文化芸術施策と地域との関わりについて横断的に分析しているという点で意義深いものとなる。

以上に本研究と関連の深い既往研究・既往文献を整理した。上記の他にも地域におけるアート活動や文化芸術施策をテーマとしたものは多数存在するが、それらに関しては本文中で適宜参照することとする。

最後に、本研究の意義と独自性を以下にまとめる。

- ①アート活動を手段として用いるのではなく、アート活動の延長線上に期待できる地域とアートとの関わりや地域のネットワークの構築を論じている点
- ②地域に根ざしたアート活動を横断的に比較しながら、その発展段階論に言及し、現状の到達点や共通の課題、各事例の特異点を分析している点
- ③地域の組織や個人が自立して創造性を発揮できることが文化行政の目標であることを前提にしつつ、行政の文化芸術施策と地域に根ざしたアート活動との関わりについて横断的に分析している点
- ④以上の結果を踏まえて、アート活動を通じた地域まちづくりを「アートまちづくり論」として体系化するとともに、今後の文化芸術都市のあり方を提示している点

第六節 本研究の構成

序章 研究の背景と目的

第一章 都市における「文化」の概念

「文化」が都市空間にどのような影響を与えたかを
語義・文化政策・文化芸術空間の地理的分布の観点から時代ごとに整理する

第二章 都市部における行政の 文化芸術施策の現状

公的な立場における「上からの」ア
ートまちづくりの今日的到達点や課題
を明らかにする

第三章 都市部における民間の アートまちづくりの現状

地域に根差した民間の立場における
「下からの」アートまちづくりの今
日的到達点や課題を明らかにする

第四章 アート活動と地域まちづくりの接点

公・民両視点におけるアートまちづくりの現状をもとに
「アートまちづくり論」を体系化し、その役割や今後の方向性を示す

終章 文化芸術都市の将来像

これまでの議論を通じて明らかになる文化芸術都市の将来像を提示する

第一章では、「文化」と都市の接点を時代を追って整理する。具体的には「文化」という概念が都市空間にどのような影響を与えたかを、語義・文化政策・文化芸術空間の地理的分布の観点から時代ごとに整理する。

第二、三章では、アート活動を通じた地域まちづくりの今日的到達点や課題を、公的および民間の両者の立場から、ケーススタディを交えて分析・考察する。本研究は実地調査と論の体系化の二本柱で構成されるが、これらの章は前者の骨格となる部分であり、筆者独自のフィールドワークの成果である。

第四章では、フィールドワークの結果をもとに導出されたアート活動を通じた地域まちづくりのフレームをもとに「アートまちづくり論」の体系化を試みる。

終章では、それまでの議論を通じて明らかになった文化芸術都市像を土台として文化芸術都市という概念の解像度を高め、今後の議論における枠組みの構築を行うことで、本研究の総括とする。

<参考文献>

- ¹ ジョセフ・S・ナイ著，山岡洋一訳『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』（日本経済新聞社，2004年）
- ² 地域社会と文化について（答申）（第25回答申（昭和54年6月8日）），文部科学省生涯学習政策局政策課
- ³ 文化庁40年誌，文化庁
- ⁴ 平成20年度文化芸術創造都市に関する調査研究事業 報告書，文化庁
- ⁵ 横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月25日公布 横浜市条例第4号），横浜市
- ⁶ 名古屋市地域まちづくり推進要綱（平成29年4月1日施行），名古屋市
- ⁷ 中村有理沙・土肥真人：日本におけるアートプロジェクトの実態と主催者の意識構造 - コミュニティ側とアート側の意見に注目して -，日本都市計画学会都市計画論文集，48，3，pp.273-242，2013.10
- ⁸ 田島悠史・小川克彦：アートプロジェクトにおける、地域メディアとして機能する芸術の考察，環境芸術学会『環境芸術』，vol.11，pp.57-64，2012.11
- ⁹ 荒川佳大・真野洋介：地域での文化活動の派生からみた地域多主体型アートプロジェクトの役割に関する研究 - 墨田区向島地区での一連のアートプロジェクトを事例として -，日本都市計画学会都市計画論文集，45，3，pp.289-294，2010.10
- ¹⁰ 河島伸子：都市文化政策における創造産業 - 発展の系譜と今後の課題 -，経済地理学年報，57，4，pp.295-306，2011.10
- ¹¹ 荒川洋子：「クリエイティブ・シティ」と美術教育 - 文化政策の動向とこれからの美術教育のあり方 -，美術教育学会誌，33，pp.39-50，2012
- ¹² チャールズ・ランドリー著，後藤和子訳『創造的都市 - 都市再生のための道具箱』（日本評論社，2003年）

第一章
都市における「文化」の概念

第一章の目次

第一節 本章の目的

第二節 「文化」の語義の変遷

第三節 日本の文化政策の変遷

第四節 都市部における文化芸術空間の変遷

- 第一項 東京都内の美術館・博物館
- 第二項 東京都内のパブリックアート
- 第三項 東京都内のアートプロジェクト

第五節 まとめ

第一節 本章の目的

アート活動と地域まちづくりとの関係を把握するにあたって、日本国内でこれまでアートを含む「文化」が都市空間にどのような影響を与えてきたかを整理することは極めて重要である。本章では、日本における「文化」の概念の変遷および文化政策の目的や対象の歴史的な変化を整理し、「文化」を軸とした都市空間の変化を時代ごとに明らかにすることを目的とする。

第二節では「文化」という単語の辞書的な意味の変遷を、社会的な背景と照らし合わせて把握する。第三節では「文化」の語義の変遷と社会的背景の関係を軸としながら、日本国内における文化政策の目的・対象の変化を整理するとともに、大きく五つのフェーズに分割する。第四節では都市空間における文化的な要素の歴史的な動向を、東京都内を対象に明らかにする。

なお本章における「文化」の語義は多岐に渡るため、本章に限り煩雑さを避ける意味合いで全ての表記を鉤括弧付きとし、具体的な意味を都度補足していくこととする。

第二節 「文化」の語義の変遷

本節では、明治以降の各時代の辞典を参照しながら「文化」という概念が時代背景とともにどのように変化してきたかを整理する。以下の表（表 1-1）は、各時代の「文化」の辞書的な意味である。

表 1-1 「文化」の語義の変遷¹

明治～大正	
言海（1889）	文學教化ノ盛ニ開ケルコト。
日本大辞書（1892）	文學ノ盛ニ開ケテ及ボス感化。
大日本国語辞典（1915）	文學・教化の進歩して世の開明に赴くこと。
昭和初期	
大辞典（1936）	①威力刑罰を用ひざる教化。 ②學問の進歩。 ③自然に對する語。與へられた自然を材として人間が一定の目的に従ってその理想を實現せんとする過程の総称。
戦時中～戦後	
明解国語辞典（1943）	①世の中が開け進むこと。 ②自然を材料として人類の理想を實現して行く精神の活動。 ③西洋にかぶれること。
高度経済成長期以降	
三省堂国語辞典（1960）	①技術が進み、生活が便利になること。 ②進歩・向上をはかる人間のいとなみ（によって作り出されたもの）。
現代	
新明解国語辞典 第六版（2004）	①その人間集団の構成員に共通の価値観を反映した、物心両面にわたる活動の様式（の総体）。また、それによって創り出されたもの。 ②文明の物質的恩恵を最大限に活用しており、快適・至便な状態である。

明治から大正にかけての「文化」は武術に対する学問という意味での「文學」によって民衆を望ましい方向へ導く（＝「教化」）ことで人智が進歩し、文明が開けるという意味

¹ 表：大槻文彦編『言海』（1891年）、山田美妙著『日本大辞書』（日本大辞書発行所、1892年）、松井簡治・上田万年著『第日本国語辞典』（富山房・金港堂、1915年）、金田一京助著『明解国語辞典』（三省堂、1943年）、金田一京助・金田一春彦著『三省堂国語辞典』（三省堂、1960年）、山田忠雄・酒井憲二・倉持保男・柴田武著『新明解国語辞典 第六版』（三省堂、2004年）を参照し、筆者作成。

合いを持っていた。これは脱封建社会と西欧化に伴う文明開化という時代背景を反映したものであり、文明開化が政府主導の国策であったことを踏まえると当時の「文化」は国家をあげての目標であったと考えられる。昭和初期に差し掛かると、それまでの「文化」の「学問による教化と進歩」の意が「学問の進歩」と「市民の教化」に分離した。これは日本が二つの世界大戦を経験する中で「文化」が市民をまとめ上げるためのツールとして政府に利用されていたことを反映している。またこの時代に初めて「自然を用いて人間の理想を実現する過程」という意味合いが付加された。さらに第二次世界大戦を経て再び「世の中が開け進む」の意が含まれるようになった。これは軍国主義の暗く長い時代が終焉し民主的な社会が形成されていく中で「文化」という語に市民が希望を重ね合わせていたことが背景にあると考えられる。また「自然を用いて人間の理想を実現する過程」の意は「自然を用いて人類の理想を実現する精神活動」へと変化した。その後高度経済成長期に入ると、経済的な豊かさや利便性の向上を反映して「便利であること」の意が付加されるようになり、これは現代の「快適・至便であること」の意に通じている。現代的な語義で注目になるのが、それまで「文化」が含んでいた「自然を用いて人類の理想を実現する精神活動」に「集団の構成員に共通の価値観を反映した」という条件付けがなされた点である。それまで「世」や「世の中」といった語を用いて広く一般市民を対象としていたものが、価値観が多様化する中で、特定の価値観でもってより細かな集団に対象を限定していると考えられる。

以上で分析した、各時代の「文化」の語義における特筆すべき性格を以下（表 1-2）にまとめる。

表 1-2 各時代の「文化」における特徴的な意味

明治	• 学問的／西欧性
大正	• 教育的／先進性
昭和	• 扇動的／団結性
	• 希望／精神活動
	• 利便性
平成	• 集団性

第三節 日本の文化政策の変遷

「文化」の語義の変遷と社会的背景の関係を軸としながら、日本国内における文化政策の目的・対象の変化を整理する。一般的に文化政策は「国や地方公共団体が、国民あるいは住民の生活の質的向上、社会の活性化、国内外への情報発信、持続的な経済発展などを目的として行う、芸術文化活動の支援・振興、文化財の保護・活用などに関する施策。」²とされているが、本研究では明治以降の日本国政府による取り組みや法制度、文化庁設立以降の会議や答申、計画に対象を絞る。

表 1-3 日本の文化政策の変遷³

1876	工部美術学校設立
1879	音楽取調掛設置
1882	劇場取締規則
1907	文部省美術博覧会
1925	治安維持法公布
1940	内閣情報局設置
1945	文部省社会教育局芸術課設置
1966	国立劇場法公布／特殊法人国立劇場設立 文部省文化局設置
1968	文化庁発足
1974	「教育・学術・文化における国際交流について」答申
1977	文化行政長期総合政策懇談会
1978	文化庁 10 年誌
1979	「地域社会と文化について」答申
1980	大平田園都市構想 「文化の時代」報告書
1986	「芸術活動振興のための新たな方途」まとめ
1988	文化庁 20 年誌
1989	国際文化交流行動計画 文化政策推進会議
1996	アーツプラン 21
1998	「文化振興マスタープラン」答申
1999	文化庁 30 年誌
2001	文化芸術推進基本法公布
2002	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (1)
2007	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (2)
2009	文化庁 40 年誌
2011	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (3)
2013	文化芸術立国の実現のための懇話会
2014	文化芸術立国中期プラン
2015	文化芸術の振興に関する基本的な方針 (4)
2016	「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」答申
2017	文化芸術基本法公布

² 出典：デジタル大辞泉 より引用した。

³ 表:(文献 1-1) 小林真理 著『文化政策の現在 1 文化政策の思想』(東京大学出版会) および (文献 1-2) 文化庁 HP「政策について」(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/index.html>, 2019.01.04 閲覧)、(文献 1-3) 野田邦弘 著『文化政策の展開 アーツ・マネジメントと創造都市』(学芸出版社) をもとに筆者作成。

明治以降の日本における文化政策は（表 1-3）のようにまとめられる。第二節で明らかにしたように、明治直後の「文化」は、学問や文明の発展といった国力の増大に関係する文脈で用いられたということから、同時期の文化政策も、工部美術学校や音楽取調掛の設立に代表されるように、欧米の先進的な学問や技術の日本での浸透およびそれらの活用を通じた近代化を意図したものであった。実際 1876 年設立の工部美術学校で要請されていたのは「現代で言うところの職人ではなく、国家有用の美術家（技術者・芸術家）」⁴であった。また、1879 年設立の音楽取調掛は「目賀田種太郎と伊沢修二が日本に音楽教育を取入れる案を立てて文部省に上申したことにより、文部省がその実施にあたって音楽を調査研究するために設けた機関」⁵であり、アメリカ人音楽教育者の招聘による欧米の音楽文化の調査と導入を目的としたものであった。

その後対象から第二次世界大戦にかけての「文化」は、国家にとって主に規制の対象であったと捉えることができる。「拡張解釈により思想・学問・政治活動の弾圧手段として濫用された」⁶治安維持法は、その摘発対象として芸術団体をも含んでいた。文化的な創造行為を規制する法制度は他にも多く存在し、特に 1930 年代に多く制定された。例えば 1934 年制定の映画法は「軍国主義ファシズム体制化の進行過程で（中略）大衆的教化・宣伝媒体としての映画をめぐる統制論議が高まり」⁷制定されたという。このように、この時代の「文化」は国家にとっては反体制的大衆扇動の火種、すなわち脅威の源として捉えられていたと考えられる。

終戦を経て「芸術の創作・批評活動に大きな制約を加えてきた映画法、出版法、新聞紙法、治安維持法等が戦後いち早く廃止」⁸され「芸術文化活動の自主性がじゅうぶんに認められる」⁸ようになった。また、軍国主義の対立概念としての文化国家論が勃興した⁹。第二節では戦後間もなくの「文化」の語義の特徴として①世の中が開け進むこと②人間の理想実現のための精神活動、の二点が新たに概念として加わったことに触れたが、これは軍事国家から民主国家に転じあらゆる表現の自由が担保される中で①国の雰囲気明転したこと②人間らしい活動が保証されたことを背景にしていると考えられる。しかしながら、戦時中の文化芸術への過剰な規制に対する反省から、政府が文化活動に対して大々的に関与することはなく¹⁰、1945 年の文部省社会芸術局芸術課の設置も「ささやかな布石」¹¹で

⁴ 出典：（文献 1-4）金子一夫：茨城大学教育学部「工部美術学校における絵画・彫刻教育」（http://umdb.um.u-tokyo.ac.jp/DPastExh/Publish_db/1997Archaeology/02/20600.html, 2019.01.04 閲覧）より引用した。

⁵ 出典：ブリタニカ国際大百科事典「音楽取調掛」より引用した。

⁶ 出典：株式会社平凡社 百科事典マイペディア「治安維持法」より引用した。

⁷ 出典：株式会社平凡社 世界大百科事典 第 2 版「映画法」より引用した。

^{8,11} 出典：（文献 1-5）文部科学省「学生百年史」, 第三章第三節「芸術文化の振興」より引用した。

^{9,10} 出典：（文献 1-1）を参照した。

しかなく、芸術文化関係団体への国庫補助が初めて行われた1959年までは芸術祭の開催や文化功労者年金の拠出などにとどまった。

やがて日本は高度経済成長期を経て世界的な先進国のひとつとなるが、この時代の文化行政において特筆すべきなのは大平元内閣総理大臣の委嘱を受けて発足した「文化の時代研究グループ」である。彼らは、過去の西欧化や工業化、経済発展は「文化」と必ずしも対立する概念ではないとしつつも、それまでの文化政策は西欧諸国や近代工業国、諸先進国の経済水準といった明確なモデルに照準を当てて自国の独自性を軽視していた¹³とし、「形成された現代の総合的日本文化が、新しい状態もしくは将来のよりよき状態を求め」¹³ることが時代の要請であるとした。これは「法的基盤として文化の振興に関する基本法を制定することについては、その努力を怠ってきた」¹³日本政府への反省であり、国家が再び文化的側面に注力するための礎であった。実際朝鮮特需から高度経済成長期にかけては、文化の振興よりも経済発展が国の実地的な政策の中心であった¹⁴ともされている。教育に対する教育基本法（1947年施行）、スポーツに対するスポーツ振興法（1961年施行）のような「文化振興法」の必要性についても本文献（文献1-6）は言及している。

1999年の「文化庁30年誌」にて初めて「文化立国」という語が政府によって提示されて以降、「文化」は国家を活気づけるための手段として再び注目されるようになる。2001年施行の文化芸術推進基本法が「文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（中略）を行う者（中略）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することであること」¹⁵を目的としていることから明らかなように、この時代の文化政策は市民の自主的な創造活動の喚起および支援でもって社会に活気をもたらすことを目指している。また、1998年文化庁発表の「文化振興マスタープラン」においても、「日常生活の中で、地域に根ざした伝統文化の継承や、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれることが、我が国全体の文化の振興につながっていく。地域独自の主体的な文化振興は、文化立国の実現に向けて極めて重要である。」¹⁵とあるように、地域の文化活動を主眼に置く機運も高まりを見せている。

¹² 出典：（文献1-6）政策研究会 文化の時代研究グループ「文化の時代研究グループ報告書」（1980年7月11日）より参照、引用した。

¹³ 出典：（文献1-7）文部科学省 告示「文化芸術推進基本法の施行について」（2001年12月7日）より引用した。

¹⁴ 出典：（文献1-1）を参照した。

¹⁵ 出典：（文献1-8）文化庁 「文化振興マスタープラン ―文化立国の実現に向けて―」（1998年3月31日）より引用した。

その後（表 1-3）に示した数々の会議や答申を経て、2017年施行の「文化芸術基本法」の基本理念に「文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなけれ¹⁶ることや「地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮する」¹⁶ことが明記されるに至った。また具体的な地域文化政策については地方公共団体に引き続き委ねられることとなった。

以上、明治以降の日本の文化政策について概観した。本研究ではこの変遷を五つの時代に分割する。

■ 欧化政策期（明治～大正）

明治から大正にかけて「文化」振興は欧米諸国に追いつくための喫緊の課題であり、武力に代わって人民をまとめ上げるツールの一つであった。同時に国際社会に国威をアピールするためにも「文化」は利用された。

■ 規制強化期（大正～戦前）

第二次世界大戦までの「文化」は規制の対象であった。国家の脅威となる思想を有すると見なされた芸術作品や出版物、関係者に対して、その創造性のある意味剥奪することこそが政策的な要請であった。もちろんこのような動きに対するカウンターカルチャーとしての文化芸術が発展していったのも事実である。

■ 最低限介入期（戦後～70年代）

戦時中の規制への反省から、国の「文化」への関与は最低限のものとなった。また、朝鮮特需以降政策が経済成長志向にシフトしたため、文化的な枠組みとなる法制度や地域・市民の文化的活動を促進するための法制度の整備も遅れをとることとなった。

■ 文化振興構想期（70年代後半～90年代）

文化庁の設立から暫く経ち、日本の国際化や地域の活力増進のための「文化」のあり方が提言され始め、数々の答申や報告書がまとめられた。

■ 文化振興実践期（90年代以降）

民間の文化活動への支援が積極的に政策に盛り込まれるようになった。国は国家を活気づけるための手段として「文化」を扱い、「文化芸術立国」実現のための文化政策を「国の政策の根幹」とすることを明言した。また、文化芸術活動における地域や市民の自主性・主体性が重視されるようになった。

¹⁶ 出典：（文献 1-9）文化庁 HP「文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）改正 平成二十九年六月二十三日基本理念」（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html, 2019.01.04 閲覧）より引用した。

第四節 都市部における文化芸術空間の変遷

- 第一項 東京都内の美術館・博物館
- 第二項 東京都内のパブリックアート
- 第三項 東京都内のアートプロジェクト

都市部における文化芸術空間がどのような変遷を辿ってきたかを、東京都内に対象を絞って分析する。ここで言う文化芸術空間とは文化芸術が都市と関連を持った空間を指し、具体的には文化施設の代表たる美術館・博物館、主に公共空間を舞台としてアート作品が展示されるパブリックアート、アート作品の展示やアートの創作活動がイベント的に都市空間で展開されるアートプロジェクトを対象とする。

第一項 東京都内の美術館・博物館

上図（図 1-1～1-6）は、美術年鑑社発行の雑誌『美術年鑑』内の「全国美術館・博物館一覧」に記載の都内の各美術館・博物館における所在地と設立年度を参照し作成した、1920年以降20年毎の都内立地の美術館・博物館のプロットを示したものである。

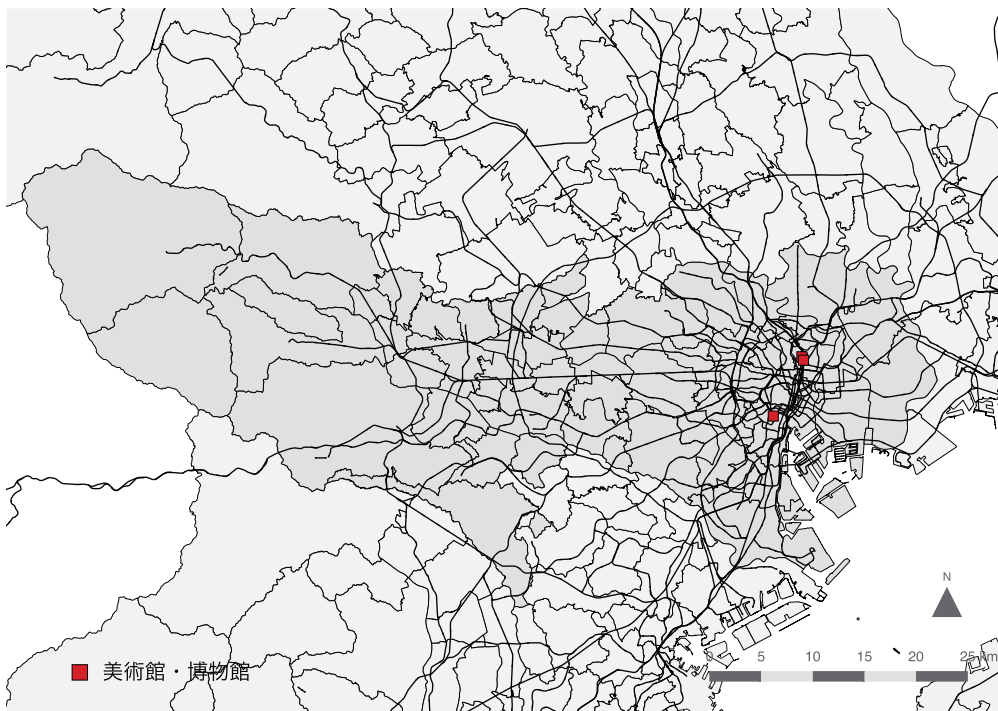


図 1-1 1920年までの都内美術館・博物館の立地¹⁷

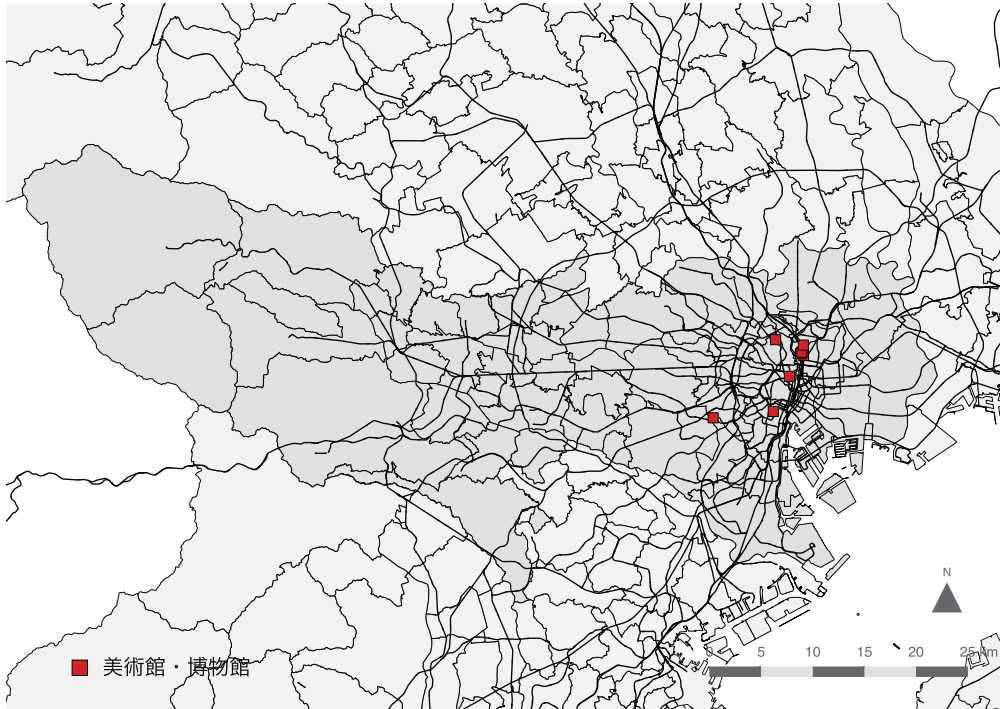


図 1-2 1940 年までの都内美術館・博物館の立地¹⁸

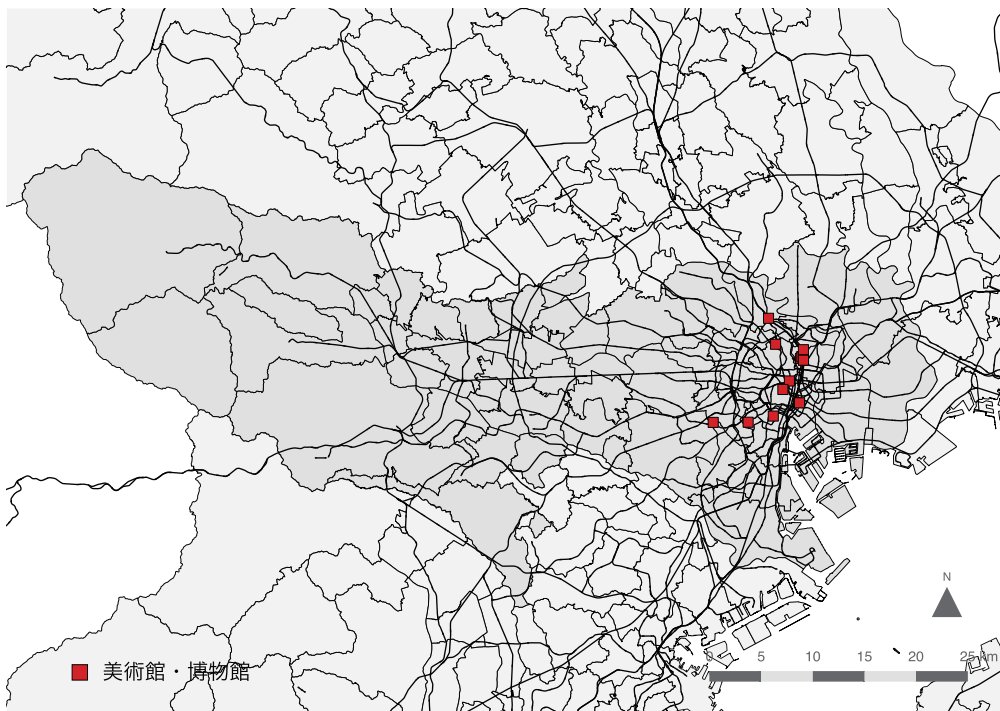


図 1-3 1960 年までの都内美術館・博物館の立地¹⁹



図 1-4 1980 年までの都内美術館・博物館の立地²⁰

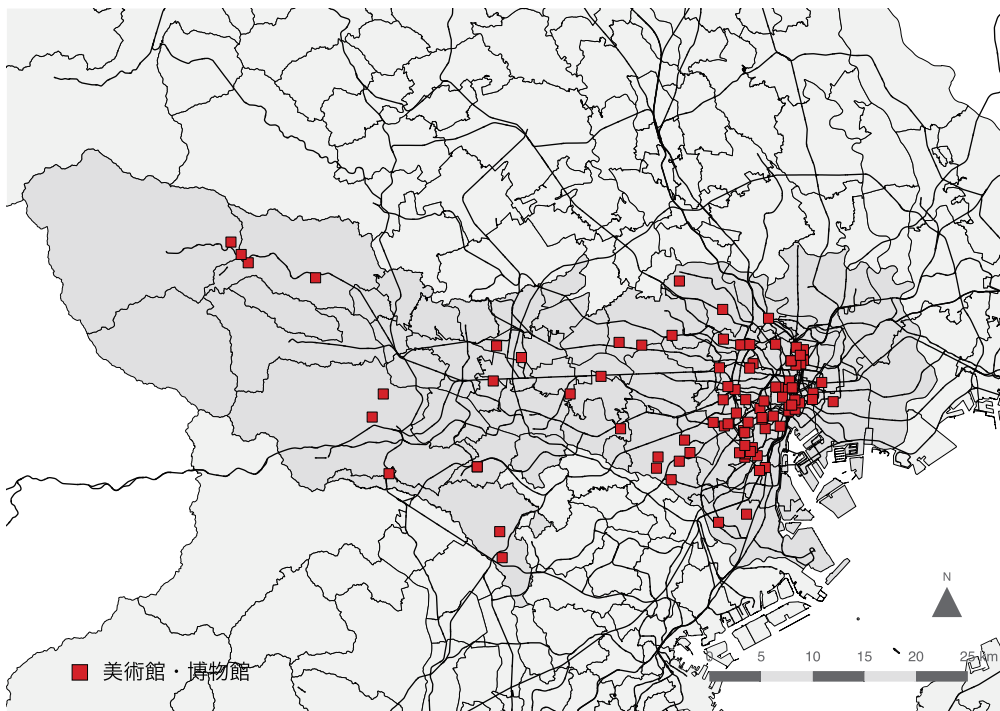


図 1-5 2000 年までの都内美術館・博物館の立地²¹

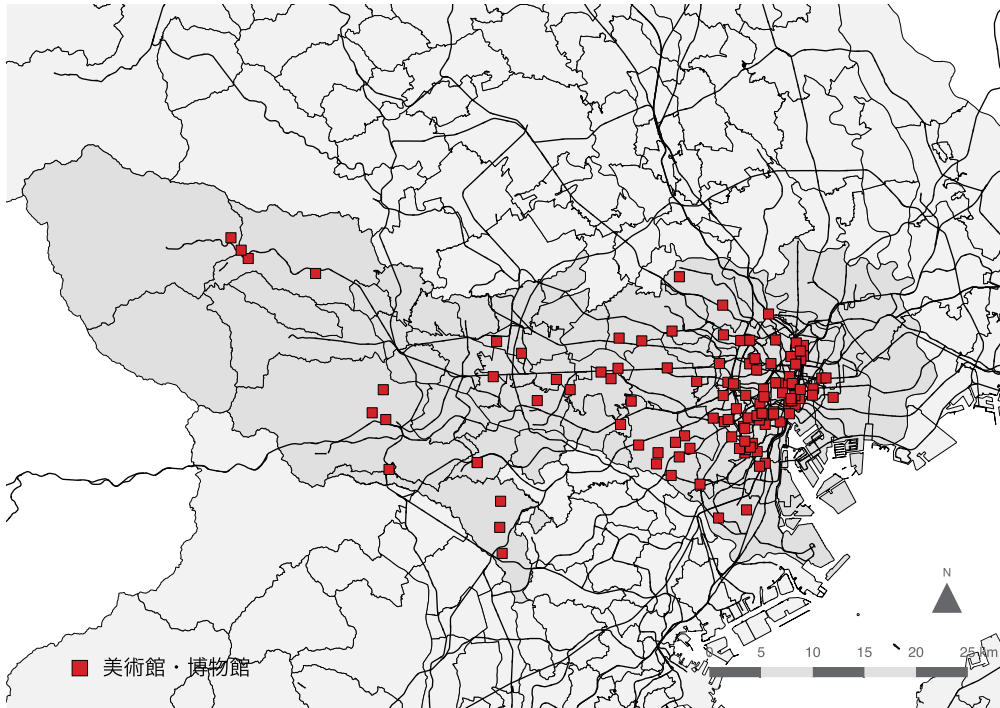


図 1-6 2018 年までの都内美術館・博物館の立地²²

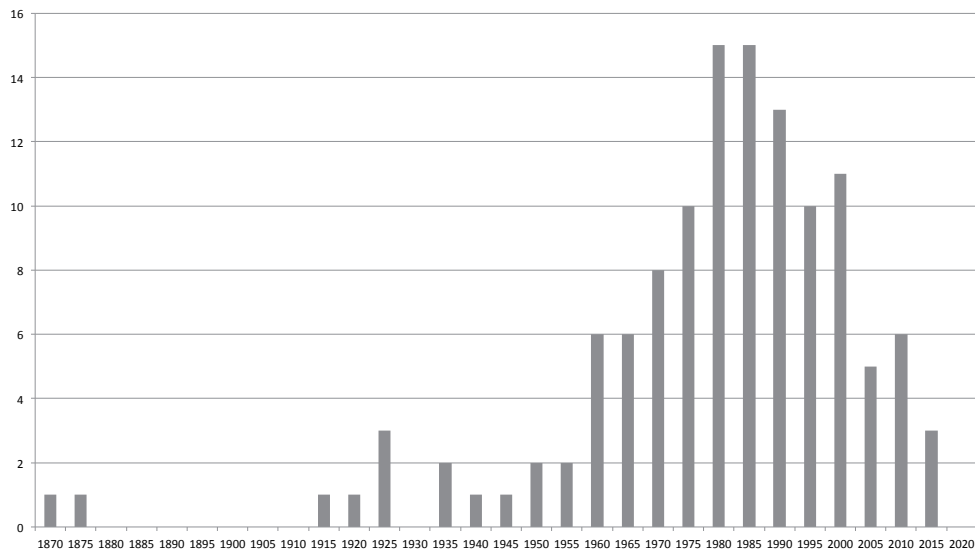


図 1-7 明治以降の 5 年毎の都内美術館・博物館の設立件数²³

また、上図（図 1-7）は明治以降の 5 年毎の都内美術館・博物館の設立件数をグラフにしたものである。

^{17,18,19,20,21,22,23} 図：（文献 1-10）美術年鑑社「美術年鑑」1957 年度版～2018 年度版，全国美術館・博物館一覧 をもとに筆者作成。背景の行政区域と鉄道の情報は、国土交通省「国土数値情報 ダウンロードサービス」のものを使用。

図 1-1 によると、1872 年設立の東京国立博物館（台東区上野公園 13-9）、1877 年設立の国立科学博物館（台東区上野公園 7-20）、1926 年設立の東京都美術館（台東区上野公園 8-36）をはじめ、明治～大正期の文化芸術空間は上野を中心に立地していたことが分かる。その後戦時中には美術館・博物館の新規設立に大きな動きはなかったが、図 1-3 によると、1960 年までに美術館・博物館の立地が上野を起点に丸の内・銀座・渋谷方面へと展開していったことが見て取れる。1954 年に地下鉄丸ノ内線が開業するまで東京唯一の地下鉄道であった地下鉄銀座線が、1939 年に東京高速鉄道との直通運転を開始して現在の浅草～渋谷間の直通輸送を確立した²⁴ ことと合わせて考えると、当時の都内の文化芸術空間は人口の集積や交通基盤の整備と連動して拡大していったと考えられる。

その後高度経済成長期を経た 20 年間において、都内の美術館・博物館の新規立地は図 1-4 より①既存の集積エリアでの拡充②山手線沿線への拡大③多摩地域をはじめとする東京都西部の郊外への拡散、のいずれかの要素で説明できると考えられる。①については 1972 年設立の上野の森美術館（台東区上野公園 1-2）や 1976 年設立の横山大観記念館（台東区池之端 1-4-24）、②については 1975 年設立のセゾン美術館（豊島区南池袋 1-28-1）や、③については 1964 年設立の多摩美術大学美術館（多摩市落合 1-33-1）や 1967 年設立の武蔵野美術大学美術館（小平市小川町 1-736）、1973 年設立の町田市立博物館（町田市本町田 3562）などが代表的な事例である。設立件数についても、1960～80 年代は図 1-7 より最高の伸び率であったことが見て取れる。これは経済成長に伴う都心での就業機会の増加および郊外宅地開発による郊外人口の増加に影響を受けたものと考えられる。

バブル崩壊後現在に至るまで、美術館・博物館の新規設立件数は図 1-7 より減少の一途を辿っているが、図 1-5～1-6 を参照する限り上記①～③の傾向は維持されている。また、新たな傾向として隅田川以東の東東京エリアへの新規立地が進んだことが見て取れる。1993 年設立の東京都江戸東京博物館（墨田区横網 1-4-1）や 1995 年設立の東京都現代美術館（江東区三好 4-1-1）、2016 年設立のすみだ北斎美術館（墨田区亀沢 2-7-2）がその例である。一方で江戸川区・葛飾区・足立区などの東京都東部、宅地開発が進む港区・中央区・江東区の湾岸エリアへの新規立地は、図 1-1～1-6 を参照する限り大きな傾向としては見られない。

²⁴ 出典：東京メトロ HP「沿革」（<https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/history/index.html>, 2019.01.05 閲覧）を参照した。

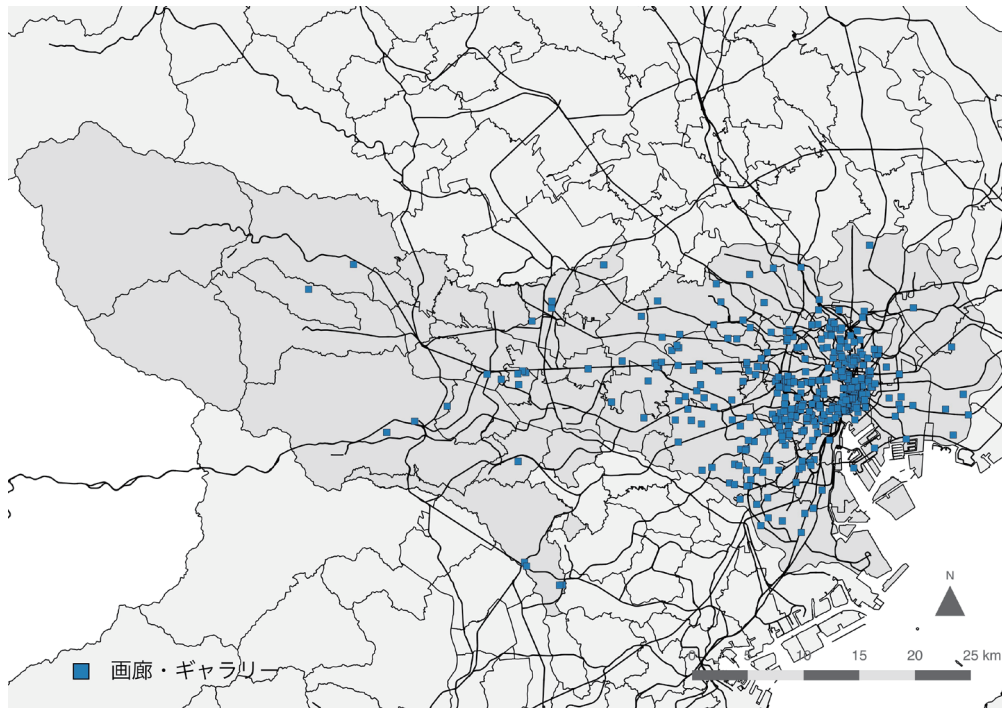


図 1-8 2008 年の都内画廊・ギャラリーの立地²⁵

美術館に類似するより小規模な文化施設として画廊・ギャラリーがある。2008 年時点における都内の画廊・ギャラリーをプロットしたのが上図（図 1-8）である。銀座線沿線を軸とする台東区・千代田区・中央区・港区・渋谷区を中心としたクラスター、東京都南部・西部を中心とする郊外への分散立地など、美術館・博物館の立地傾向と共通している部分がないとは言いきれないが、美術館・博物館の立地との相関性、画廊・ギャラリー特有の立地傾向はこの分析からでは説明ができなかった。

²⁵ 図：（文献 1-10）美術年鑑社「美術年鑑」2008 年度版，全国画廊・ギャラリー一覽 をもとに筆者作成。背景の行政区域と鉄道の情報は、国土交通省「国土数値情報 ダウンロードサービス」のものを使用。

第二項 東京都内のパブリックアート

文化芸術が影響をもたらした都市空間を考察するにあたって、前項の文化施設の設立よりも公共性の高い取り組みであるパブリックアートについて触れる必要がある。本項では都市部におけるパブリックアートの概念を、東京都内において都市空間とアート作品が一体的に計画された代表的事例である「ファーレ立川」と「新宿アイランド」をもとに整理する。

八木らによると、日本のパブリックアートの歴史は1960年代の自治体の彫刻設置事業に端を発するが、「都市の付加価値向上を目的として、都市開発事業と同時に進行しながら密接な関係を築き、建築空間や都市空間と一体となったアート、あるいは都市機能を担うアート」²⁶として仮設的ではなく恒久的なものへと変化したのは、住宅・都市整備公団(当時)による都市開発事業である1994年の「ファーレ立川」と1995年の「新宿アイランド」がきっかけである。時代背景的には、前節における「文化振興構想期」すなわち国家によって文化振興における地域の活性化や魅力向上の必要性が説かれ始めた時期の終盤に差し掛かる頃であり、こうしたパブリックアートの試みは上記のような世間的風潮の一つの解であったと考えることができる。

「ファーレ立川」は①多様性の表現②機能を持つアート、の二点をコンセプトとして計画されたパブリックアートの試みであり、「美術のもっている本質、世界の人々はみな違う一人ひとりであり、その多様性の素晴らしさと、大変さを街のなかに埋めこみたいと考え、出自と方法がさまざまな世界36カ国92人109点の作品を制作した」²⁷や「台座に鎮座ましますという設置の仕方とは異なって、車止め、排気口、ベンチ、通路等、まさに都市や建築の端にある機能をもって作られた」²⁸とあるように、80年代に起きた野外彫刻に対する批判²⁹を経て90年代には、ともすれば暴力的と解釈されかねないアートに対して「多様性の確保」という解答が、地域との無関係性が生じかねないアートに対して「都市機能との一体化」という解答がなされたと考えられる。一方「新宿アイランド」も①高水準の美術作品②アートと建築の深い関係性③作品全体の統一性、をコンセプトとしており、「作家は空間と作品の関係をフレキシブルに考えられるアーティストを選定し、

²⁶ 出典：(文献1-11) 八木健太郎・竹田直樹：日本におけるパブリックアートの変化に関する考察，環境芸術学会『環境芸術』，9，pp.65-70，2010 より引用した。

^{27,28} 出典：ファーレ立川 HP「ファーレ立川の20年によせて ファーレ立川アートディレクター 北川フラム」(<http://www.tachikawa-chiikibunka.or.jp/faretart/about/>，2019.01.05 閲覧) より引用した。

²⁹ 公共性や地域との関わりを意識せずに設置された野外彫刻は「彫刻公害」として批判された。

³⁰ 出典：エヌ・アント・エー株式会社 HP「新宿アイランドアート計画」(<http://www.nanjo.com/project-item/shinjuku-island-art-project/>，2019.01.05 閲覧) より引用した。

作品はすべて提案に基づく注文制作（コミッション・ワーク）として」³⁰ いることから分かるように、海外のアーティストを多数選出して多様性を確保していることや都市空間との一体性を重視している点が特徴となっている。



図 1-9 新宿アイランドの野外彫刻³¹

これらのパブリックアートの試みを挟んで、都市開発に合わせて空地にアート作品を挿入する事例が見られるようになり、これは文化施設外で市民が触れることができるアートとして文化芸術の社会化の一旦を担ったと考えられるが、一方でアーティストの出自やパブリックアート計画自体のコンセプトの抽象性など、地域独自の文脈や文化芸術活動とは別のコンテキストで説明できる印象が多分にあり、前節の時代区分における「文化振興実践期」に入り文化芸術の観点で地域の自主性・主体性・独自性が社会風潮的に重視されるようになると、同様のパブリックアートの事例がより一層大きなムーブメントとなることはなくなった。以降、文化芸術と都市空間との関係性は、より地域との関係性を重視した次項のアートプロジェクトに土俵を移すことになる。

³¹ 写真：筆者撮影。（場所：東京都新宿区西新宿 6 丁目付近）

第三項 東京都内のアートプロジェクト

文化芸術が影響をもたらした都市空間を考察するにあたって、最後に、都市を舞台として一般市民を巻き込んだアート活動であるアートプロジェクトについて分析する。中村らの研究では、アートプロジェクトを「コミュニティとの関係を持ちながら実施される現代アート活動」³²と定義しており、バブル崩壊後および2000年代に大幅に新規のアートプロジェクトが増加した³³と分析している。これは前節の時代区分における「文化振興実践期」に入り文化芸術の観点で地域の自主性・主体性・独自性が重視される風潮が一般化する時代と重なっている。また全国のアートプロジェクトの約41%が大都市で行われている³⁴ことから、アートプロジェクトは地域コミュニティを支える人口が多く、歴史もあり、文化的な独自性が比較的担保される都市部で発生しやすいと考えられる。

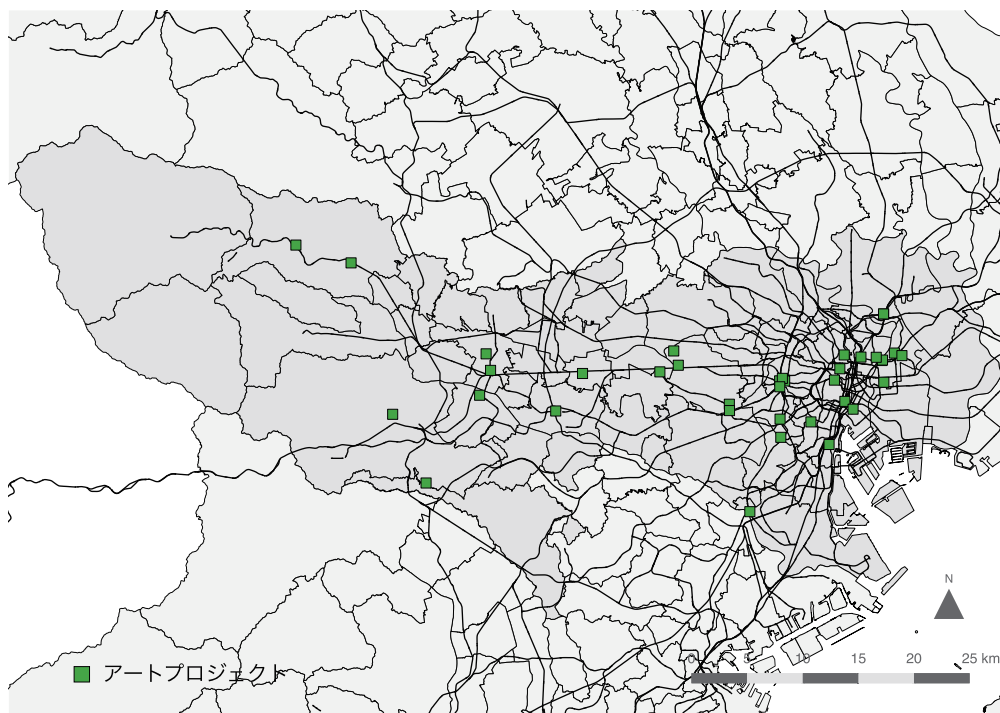


図 1-10 都内開催のアートプロジェクトの立地³⁵

³² 出典：(文献 1-12) 中村有理沙・土肥真人：日本におけるアートプロジェクトの実態と主催者の意識構造 - コミュニティ側とアート側の意見に注目して -, 日本都市計画学会都市計画論文集, 48, 3, pp.273-242, 2013.10 より引用した。

³³ 出典：(文献 1-12) を参照した。

³⁴ 出典：(文献 1-12) を参照した。アートプロジェクト 278 件中、大都市（人口 30 万人以上の政令指定都市、東京都区部及び中核市）で開催されたものは 115 件であったという。

³⁵ 図：NPO 法人アート & ソサイエティ研究センター HP「P+ARCHIVE アートプロジェクト検索」(<http://parchive.xsrv.jp/drupal/artprj>, 2019.01.06 閲覧) およびウェブ調査によって明らかになった開催場所の住所をもとに筆者作成。背景の行政区画と鉄道の情報は、国土交通省「国土数値情報 ダウンロードサービス」のものを使用。

ここで、東京都内のアートプロジェクトの開催地の傾向を分析する。上図は、「地域・社会と関わるアート」に関する資料をデジタルアーカイブとして所有・公開しているNPO法人アート&ソサイエティ研究センター運営のウェブサイト「P+ARCHIVE」にて検索できる東京都内のアートプロジェクトを地図上にプロットしたものである。

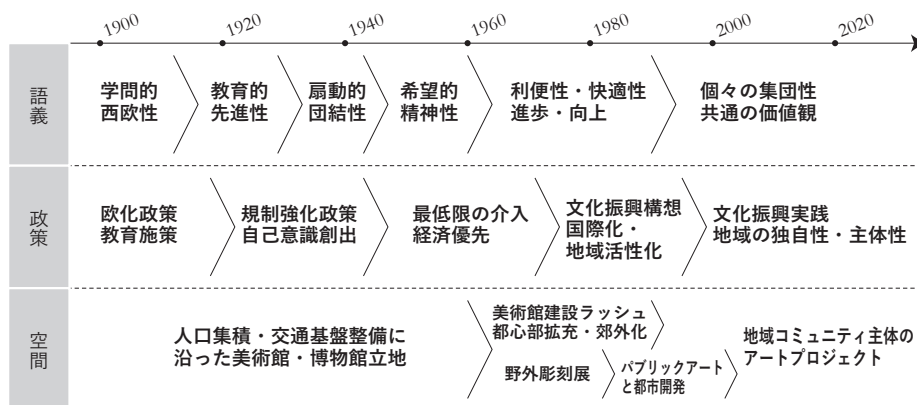
上野や新宿など一部都心部での開催が見られるが、美術館・博物館や画廊・ギャラリーの立地と比して墨田区を中心とする東東京エリアや多摩地域を中心とする東京都西部の郊外エリアの立地割合が高いことが見て取れる。このことから、地域の独自性や地域コミュニティとの関わりを強く求めるアートプロジェクトは①都心部の文化的な文脈が強い地区への集中②地域コミュニティの繋がりが比較的強い郊外への分散、という二つの立地傾向を持つと考えられる。

第四節 まとめ

これまで見てきた「文化」の語義・文化政策・都市部の文化芸術空間の変遷を以下（表1-4）に横並びで比較する。「文化」の語義と文化政策については非常に強い関係性が認められ、文明開化・世界大戦・高度経済成長・価値観の多様化、といった時代背景の流れに沿ったものとなっていることが分かった。また1960年代以降の文化芸術空間についても、経済が豊かになったからこそ美術館・博物館といういわゆる「ハコモノ」のストックが急増し、東京都への人口の集中および宅地の郊外化が進んだからこそ、各地域の文化芸術の拠点となるべき美術館・博物館の設立が要請されたのではないかと考えられる。さらに「文化」と「地域」との関係が政策上指摘され始めた1970年代後半からパブリックアートの試みが見られ始め、その後より文化芸術の地域性を重視して、都市開発と一体化されたパブリックアートや地域コミュニティ主体のアートプロジェクトが発生した。以上の事実を踏まえると、1960年代以降の「文化」は語義・政策・空間が密接に連携しながら変遷していったと結論付けることができる。

しかしながら、明治～高度経済成長期の文化芸術空間について、語義や政策との強い関係性を示すことは今回の調査ではできなかった。その時代の文化芸術空間について、美術館・博物館よりもより小規模でニッチな空間について分析する必要がある。また、今回の分析では劇場・映画館・音楽ホールといった文化施設や祭事の空間について言及できていない。今後文化芸術の対象とする範囲を広げて、改めて文化芸術空間の変遷を分析することが研究上の課題となる。

表 1-4 明治以降の「文化」の語義・政策・空間の比較



<参考文献>

- 1-1) 小林真理 著『文化政策の現在 1 文化政策の思想』（東京大学出版会）
- 1-2) 文化庁 HP「政策について」（<http://www.bunka.go.jp/seisaku/index.html>, 2019.01.04 閲覧）
- 1-3) 野田邦弘 著『文化政策の展開 アーツ・マネジメントと創造都市』（学芸出版社）
- 1-4) 金子一夫：茨城大学教育学部「工部美術学校における絵画・彫刻教育」（http://umdb.um.u-tokyo.ac.jp/DPastExh/Publish_db/1997Archaeology/02/20600.html, 2019.01.04 閲覧）
- 1-5) 文部科学省「学制百年史」（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm, 2019.01.19 閲覧）
- 1-6) 政策研究会 文化の時代研究グループ「文化の時代研究グループ報告書」（1980年7月11日）
- 1-7) 文部科学省 告示「文化芸術推進基本法の施行について」（2001年12月7日）
- 1-8) 文化庁 「文化振興マスタープラン ―文化立国の実現に向けて―」（1998年3月31日）
- 1-9) 文化庁 HP「文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）改正 平成二十九年六月二十三日 基本理念」（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html, 2019.01.04 閲覧）
- 1-10) 美術年鑑社『美術年鑑』1957年度版～2018年度版
- 1-11) 八木健太郎・竹田直樹：日本におけるパブリックアートの変化に関する考察，環境芸術学会『環境芸術』，9，pp.65-70，2010
- 1-12) 中村有理沙・土肥真人：日本におけるアートプロジェクトの実態と主催者の意識構造 - コミュニティ側とアート側の意見に注目して -，日本都市計画学会都市計画論文集，48，3，pp.273-242，2013.10

第二章

都市部における行政の文化芸術施策の現状

第二章の目次

第一節 本章の目的

第二節 東京 23 区の文化芸術施策の概観

- 第一項 文化施設の管理・運営
- 第二項 アーティストへの支援
- 第三項 一般市民・団体への文化芸術的支援
- 第四項 講演会・ワークショップ・講座の開催
- 第五項 東京 23 区の文化芸術施策の類型化

第三節 行政による文化芸術施策の具体的事例

- 第一項 概要・目的
- 第二項 経緯
- 第三項 方法・組織
- 第四項 空間

第四節 まとめ

第一節 本章の目的

第一章では、1960年代以降の「文化」が語義・政策・空間の間の密接な連携によって変遷していったことを明らかにした。特に近年は文化芸術の地域的な独自性や主体性が概念的・政策的にも重視され、地域コミュニティとの関係を持ちながら実施される現代アート活動が都心部の文化的な文脈が強い地区や地域コミュニティの繋がりが比較的強い郊外を中心に盛り上がりを見せていることが分かった。文化と都市の接点、文化芸術と地域の接点がこのような動きを見せている中で、行政はいかにその動きを促進しサポートしているのだろうか。本章では、東京23区の文化芸術施策やアートまちづくりに関する取り組みの類型化や具体的なケーススタディを通じて、行政によるいわゆる「上からの」アートまちづくりの現状の到達点や課題を明らかにすることを目的とする。

第二節では東京23区を対象にウェブ調査を行い、現在行われている文化芸術施策を概観し、類型化を行う。第三節では、その類型を網羅している区に対するヒアリング調査をもとに現状の到達点を分析し、それぞれの共通点や特異点を明らかにする。

第二節 東京 23 区の文化芸術施策の概観

- 第一項 文化施設の管理・運営
 - 第二項 アーティストへの支援
 - 第三項 一般市民・団体への文化芸術的支援
 - 第四項 講演会・ワークショップ・講座の開催
 - 第五項 東京 23 区の文化芸術施策の類型化
-

本節では、東京 23 区で行われている行政（または行政が出資する公益財団法人）による文化芸術施策を概観する。下の表（表 2-1）は、東京 23 区それぞれの HP および表に記載の各区における文化芸術事業を行う財団などの外郭団体（以下、外郭団体）の HP、一部当該団体へのメール・電話によるヒアリング調査の結果を参照し作成した、各区の取り組みの現状を表したものである。文化芸術的な取り組みとしては大きく分けて①文化施設の管理・運営②アーティストや市民、組織への支援③イベント・講演会の主催・後援、の三種類が存在することが分かった。各取り組みについて具体例を交えながら概観していく。

第一項 文化施設の管理・運営

美術館・博物館・劇場をはじめとする文化施設を所有し管理・運営を行なっている、あるいは指定管理者として管理・運営を委託されている事例は全ての区あるいは外郭団体で見られた。

・区が所有・管理・運営をしている事例：

板橋区に位置する「板橋区立美術館」は板橋区の直営による美術館である。区の直営によって信頼性が担保されること、長年の直営体制によって積み上げてきた信用・人脈を活かせること、の二点が直営方式採用の理由となっている²。業務内容としては、展示・講演会・講座・イベントの企画が挙げられるほか、区民への貸しギャラリー「成増アートギャラリー」も開設している。

・一部指定管理者方式を導入している事例：

港区に位置する「港区立郷土歴史館」は、学芸部門が港区の直営、広報や運営・管理部門部門等が指定管理者であるアクティオ・東急コミュニティー共同事業体によって運営されている³。企画展の開催のほか、文化人を講師に招いた講座や、体験型のイベントの企画も行っている⁴。

・外郭団体が指定管理者として管理・運営している事例：

墨田区に位置する「すみだ北斎美術館」は墨田区の外郭団体である墨田区文化振興財団と丹青社との共同企業体によって管理・運営がなされている⁵。「すみだ北斎美術館」では、作品の展示・企画業務、研究業務およびその成果のシンポジウム・書籍を通じた発信業務、区内小中学校への講師派遣業務などを行なっている⁶。

目黒区に位置する「目黒区美術館」は、目黒区の外郭団体である目黒区芸術文化振興財団が管理・運営している⁷。「目黒区美術館」の活動内容としては、展覧会の企画業務、講

² 出典：板橋区 HP「区民環境委員会資料 板橋区立美術館のあり方について（概要版）」、p.2 (http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/066/attached/attach_66985_1.pdf, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

³ 出典：港区立郷土歴史館 HP「指定管理者について」(<https://www.minato-rekishi.com/manager/index.html>, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

⁴ 出典：港区立郷土歴史館 HP「講座・イベント」(<https://www.minato-rekishi.com/lectures/>, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

⁵ 出典：墨田区 HP「指定管理者制度導入施設一覧」、p.2 (https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/gyoseikaikaku_zaisei/shiteikanri/30siteikannri.files/30siteikannri_s.pdf, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

⁶ 出典：すみだ北斎美術館 HP「活動紹介」(<http://hokusai-museum.jp/modules/Page/pages/view/18>, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

⁷ 出典：目黒区 HP「目黒区文化ホール及び目黒区美術館の指定管理者の指定」(http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/tokei/chosa_hokoku/shiteikanrisha/shisetsu_joukyo/hall_museum.html, 2019.01.07 閲覧) を参照した。

演会や美術講座などの教育普及活動、作品展示と関連づけたワークショップ開催によるコミュニケーション促進活動が挙げられる⁸。

・PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）を導入している事例：

杉並区に位置する「杉並公会堂」は、国内初のPFIを用いた公共ホールである⁹。事業主にPFI杉並公会堂㈱、設計に㈱佐藤総合計画、施工に㈱大林組、運営に㈱京王設備サービス、音響コンサルタントに㈱永田音響設計がついている¹⁰。これによって高品質な音響環境、環境対応が実現している。また、杉並区と友好提携を結んでいる日本フィルハーモニー交響楽団の拠点としての機能も有しており、地域における質の高い文化の拠点となっている¹¹。

このように、文化施設についてはその対象とする分野の専門性が求められる場合が多く、区として対応できる人材も限られているため、管理・運営を民間企業や外郭団体に委託している事例が多く見られた。一方で信頼性の担保のために、全ての業務あるいは一部の学芸部門を区の直営としている事例も存在した。またPFIを導入し民間の技術や運営ノウハウを活用している事例では、施設の機能性が最大化されていることが分かった。

第二項 アーティストへの支援

アーティスト個人に対する支援を行っている区あるいはその外郭団体は18件見られ、最多は活動場所の支援で11件、次点は広報の支援で10件、金銭的支援は2件、AIRの支援は1件にとどまった。また、アーティスト団体に対する支援を行っている区あるいはその外郭団体は21件見られ、最多は活動場所の支援と金銭的支援で13件、広報の支援は12件であった。

・アーティストへの金銭的支援の事例：

台東区の「台東区芸術文化支援制度」は個人・団体を対象とした活動資金助成制度であり、内容は次頁の表（表2-2）に示す通りである。プロのアーティストが関わる活動であれば活動主体の人数は問わないため、アーティスト個人に対する金銭的支援も可能である

⁸ 出典：目黒区美術館 HP「活動内容」（<https://mmat.jp/about/activity.html>, 2019.01.07 閲覧）を参照した。

^{9,10,11} 出典：杉並公会堂 HP「杉並公会堂のあらし」（<http://www.suginamikoukaidou.com/guide/detail.html>, 2019.01.07 閲覧）を参照した。

表 2-2 平成 30 年度台東区芸術文化支援制度の概要¹²

支援内容	①経費の助成（上限 300 万円） ②台東区及び台東区アートアドバイザーの助言等によるサポート
募集企画	文化のまち・台東区にふさわしく魅力あふれ、斬新な表現の創造や発展につながる、芸術文化にかかわる企画
対象者	積極的に芸術文化活動を行いたいと考えている個人及び団体 ※住所地や活動拠点は問わない
企画条件	①台東区内で実施されること（ホールでの公演等に限らない） ②平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月までに実施されること ③この支援がなければ、企画の実施が困難であること ④原則としてプロのアーティストがかかわる企画であること

と考えられる。また、助成金の他にアドバイザーによるサポートを受けることができる。これは活動主体にとっては活動内容の充足や実施に向けた障害の突破などのメリットがあり、行政の側にとっては区が関わる活動の質を一定程度担保できるというメリットがあると考えられる。これまで 10 ケ年の実績があり、応募件数は最大 65 件・最低 27 件、採択件数は最大 6 件・最低 3 件となっている。これらのうちほとんどは団体主催の活動である。

表 2-3 平成 30 年度「世田谷区芸術百華」補助金交付事業の概要¹³

支援内容	上限 20 万円 ※補助対象経費の総額の半分に相当する額とし、予算の範囲内で決定
企画条件	①平成 30 年 9 月から 31 年 2 月までの「世田谷芸術百華」期間中に、世田谷区内で実施する事業であること ②まちのにぎわいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業であること ③音楽、美術、演劇、ダンス、パフォーマンス、伝統・歴史体験事業などの文化・芸術活動で、地域に開かれた活動及び事業であること ④営利を目的とした事業、政治的又は宗教的な宣伝意図を有するとみられる活動でないこと ⑤公共性及び公益性を有するものであること ⑥団体の定期発表会や懇親という趣が強い事業及び特定の者だけが参加する事業でないこと ⑦他の類する補助金の交付を受けていないこと ⑧過去に 3 回以上「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」の交付を受けているものでないこと
対象団体	①世田谷区内において補助金の交付の対象となる事業を行う団体（複数の団体からなる団体を含む。）であること ②主に区内在住者、在勤者又は在学者で構成され、事務所又は活動の主な拠点が区内にあること ③暴力団関係者でないこと

¹² 表：台東区 HP「台東区芸術文化支援制度について」（http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/torikumi/shien/shienseido/seido.html, 2019.01.07 閲覧）を参照し、筆者作成。

¹³ 表：世田谷区 HP「世田谷芸術百華」補助金交付事業」（<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/106/151/662/664/d00139014.html>, 2019.01.07 閲覧）を参照し、筆者作成。

世田谷区の『世田谷芸術百華』補助金交付事業は、世田谷区内の各所で開催されるアートイベント「世田谷芸術百華」への参加団体に対して補助金を交付する事業であり、内容は前頁の表（表 2-3）に示す通りである。台東区との相違点としては、アートイベント内の活動に限定している点、対象を団体に限定している点、主催団体の活動拠点を限定している点、助言やサポートによる支援を行っていない点が挙げられる。

・アーティストへの広報支援の事例：

港区スポーツふれあい文化健康財団（通称：Kiss ポート財団）が運営するウェブサイト「みなとアートナビ」では、港区を拠点に創作活動を行っている個人・団体に対する「アーティスト登録」、港区を拠点として施設運営やアーティストの支援をしている個人・団体に対する「サポーター登録」を実施しており、アーティストやイベント・展覧会・公演の情報、アートスペースやスタジオ・アトリエ、補助金・助成金の情報をサイト上で公開している¹⁴。アーティスト同士や、アーティストと区民、アーティスト・区民と場所を繋ぐための一つのプラットフォームとして機能している。現在アーティスト・サポーターともに42件の登録がある。

・アーティストへのレジデンス支援の事例：

北区文化振興財団が運営する「ココキタ」は、旧豊島北中学校校舎を改修して生まれた文化芸術活動支援施設である。スタジオ・ギャラリー・アトリエの一般への貸し出しやカフェの併設に加え、「ココキタ」では「レジデンスアーティスト」事業を展開している。これは、アトリエや稽古場として利用可能なスペースをアーティストに対して長期貸し出しするものである¹⁵。現在8団体がレジデンスアーティストとして登録されているが、一部のスペースはアート系の企業やアートイベント 実行委員会の事務所・オフィスとしての利用がなされている。

・アーティストへの活動場所支援の例：

区あるいは外郭団体が行うアーティストへの活動場所の支援は、区所有の美術館の展示スペースや劇場・音楽ホールをアーティスト個人・団体に提供する形に限られた。

¹⁴ 出典：みなとアートナビ「アーティスト情報」（<https://www.minato-artnavi.jp/artistsearch>, 2019.01.07 閲覧）を参照した。

¹⁵ 出典：ココキタ HP「レジデンスアーティスト」（<http://kitabunka.or.jp/cocokita/residenceartist/>, 2019.01.07 閲覧）を参照した。

第三項 一般市民・団体への文化芸術的支援

一般市民個人に対する文化芸術的支援を行っている区あるいはその外郭団体は17件見られ、最多は活動場所の支援で15件、次点で広報の支援で3件、金銭的支援は2件であった。また、一般文化芸術団体に対する支援を行っている区あるいはその外郭団体は21件見られ、最多は活動場所の支援で16件、次点は金銭的支援で11件、広報の支援は7件であった。

・一般市民・団体への金銭的支援の事例：

千代田区の「千代田区文化事業助成」は、一般市民を含むアート活動を行う個人・団体を対象とした活動資金助成制度であり、内容は下表（表2-4）に示す通りである。

千代田区の場合はプロのアーティストが関わっていることを条件としておらず、より広く一般市民を対象としている。一方で台東区の例（表2-2）と異なり、世田谷区の例（表2-3）と同様に活動拠点を区内に置いていることが条件となっている。また、個人に対する助成は取り扱っていない。「千代田区文化事業助成」の特徴はアート活動の参加者について区民無料又は区民優先枠の設定を条件としている点であり、募集团体の条件と合わせて考えると、より地域に根ざした区民向けの支援事業であると考えられる。

表2-4 平成30年度千代田区文化事業助成の概要¹⁶

支援内容	上限200万円 ※補助対象経費の総額の半分に相当する額とし、予算の範囲内で決定
企画条件	①平成30年7月から31年2月までに千代田区内で実施する事業であること ②区民無料又は区民優先枠の設定により、広く区民が参加し、区民の文化活動の促進に資する事業であること ③団体自らが主催し、かつ経費を負担する事業であること ④事業計画や資金計画が目的を達成するために適切であり、かつ十分な効果が期待できる事業であること
対象団体	①千代田区内に活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体であること（個人は対象外） ②宗教、政治、営利を目的とする団体でないこと ③特定の政治家（候補者含む）や政党を、推薦、支持又は反対することを目的とする団体でないこと ④暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと ⑤自治体及びこれに準じる法人が、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと

¹⁶ 表：千代田区 HP「平成30年度 千代田区文化事業助成募集案内」（<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/jigyoo/documents/30jigyoose.pdf>, 2019.01.09 閲覧）を参照し、筆者作成。

・一般市民・団体への広報支援の事例：

練馬区文化振興協会は、同財団が管理・運営する劇場・音楽ホールである練馬文化センターおよび大泉学園ホールを利用してアート活動を行っている区内による文化芸術団体の活動紹介をウェブサイト上で公開している。ページ上では、団体名称・設立日・連絡先・活動内容・代表者コメント・活動を表す写真が掲載されており¹⁷、アート活動に参加したい一般市民にとっての情報のプラットフォームとしての役割を果たしている。区の外郭団体がこのようなプラットフォームを運営することで、団体の信頼性が向上するというメリットが存在すると考えられる。

・一般市民・団体への活動場所支援の事例：

足立区の「あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業（通称：えんチャレ事業）」は、アマチュアとしてアート活動を展開する個人・団体を対象として、足立区内に位置する劇場・音楽ホールである「東京芸術センター」¹⁸のホールを無料で貸し出しする事業である。申し込みの概要は下表（表 2-5）にまとめた通りである。特徴としては、活動拠点を区内に限定していないこと、将来的にプロとしてのアーティスト活動を目指していること（趣味のサークルや同好会活動は除外される）、区民への還元や区の魅力の発信を条件としていることが挙げられる。メリットとしては、アート活動の質が担保されること、区内だけでなく区外から見た区の魅力をアート活動を通じて広く発信できることなどが存在すると考えられる。

表 2-5 あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業の概要¹⁹

支援内容	①東京芸術センター内ホールの無料貸し出し ②足立区文化芸術劇場（シアター 1010）指定管理者（共立・キョードー東京・大星ビル管理共同事業体）による、シアター 1010 での公演や地方へのライブツアー等の支援
参加条件	①住所は区内・区外を問わない ②書類審査・実演審査を通過すること ③将来、プロとしてメジャーでの活動を目指していること ④区民還元をする意志があること ⑤区および当事業のイメージアップに資すること ⑥区の文化芸術振興を図るため 5000 円以上の寄付をすること

¹⁷ 出典：練馬区文化振興協会 HP「普及・育成プログラム 区内登録文化団体」（<https://www.neribun.or.jp/support/group.cgi>, 2019.01.09 閲覧）を参照した。

¹⁸ 東京芸術センターは『あだち産業芸術プラザ』として、「あだち産業センター」と一体的に整備された公民パートナーシップによる民間施設であり、新しい産業と芸術を創造する拠点となることを目的として設立された。出典：足立区 HP「東京芸術センター」（<https://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shisetsu/sangyo/011.html>, 2019.01.09 閲覧）を参照した。

¹⁹ 表：足立区 HP「エンターテイナーを募集します！（えんチャレ事業）」（<https://www.city.adachi.tokyo.jp/bunka/chuikibunka/bunka/e-entainer.html>, 2019.01.09 閲覧）「あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業 参加の手引き」（<https://www.city.adachi.tokyo.jp/bunka/chuikibunka/bunka/documents/enncharesannkanotebiki.pdf>, 2019.01.09 閲覧）を参照し、筆者作成。

第三項 アートイベントの開催

地域コミュニティとの関係を持った区内で広域的に実施されるアートイベントを開催している区あるいは外郭団体は10件見られた。

中央区および中央区文化・国際交流振興協会の共催によって行われるアートイベントである「中央区まるごとミュージアム」は、中央区内の文化施設ならびに名所・旧跡、画廊、水辺といった既存資源をまとめて都市空間全体を「ミュージアム」に見立て、各所にて展覧会やイベントを同時開催する一日限定の広域的なアートイベントである。2018年11月4日の開催をもって11回目の開催となる。新規事業者を毎年募集しており、区内で継続的に文化事業を実施しており、広く区民や来訪者に向けて文化を発信している団体を対象に、展覧会や発表会・ワークショップ、通常日曜休館のところ当日に限り特別に開館する施設・通常有料のところ当日に限り特別に無料で開催するイベントなどを広く募集している²⁰。当日は「まるごとミュージアム」表示のついた都営バス、中央区運行のコミュニティバス「江戸バス」、区内船着場発着の水上バス・船が無料となる²¹ほか、専用ウェブサイト上でコミュニティサイクルの情報を発信する²²など、区内回遊のためのインフラやシステムが整備されている。コンテンツとしては、アーティスト個人・団体による発表・展示、博物館・資料館による展示会・体験会、地元ギャラリーの開廊、伝統文化の体験会、まち歩きツアーなど多岐にわたるが、区内既存施設が主体となってイベントに合わせた催しを独自に企画したものが中心となる²³。

新宿区で開催される「新宿クリエイターズ・フェスタ」は、新宿駅周辺の公共空間・施設、民間施設などを活用して行われる約2ヶ月に及ぶ広域的なアートイベントである。開催趣旨は「①アートを通して新宿の魅力づくり、イメージアップを図り、新たな賑わいと活力づくりに取り組む②新宿駅周辺の公共の空間・施設、民間施設等を活用し、様々なアートイベントを開催することで、区民及び来街者が文化・芸術に触れる機会を提供する③イベントを通して、多くのアーティストに発表・発信の場を提供する」²⁴となっている。2018

²⁰ 出典：中央区 HP「中央区まるごとミュージアム」(<http://www.city.chuo.lg.jp/bunka/bunkashinko/marugotomuseum.html>, 2019.01.09 閲覧) を参照した。

²¹ 出典：中央区まるごとミュージアム専用 HP「無料バス・船」(<http://www.marugoto-chuo.jp/wp/access/>, 2019.01.09 閲覧) を参照した。

²² 出典：中央区まるごとミュージアム専用 HP「コミュニティサイクル」(<http://www.marugoto-chuo.jp/wp/bikeshare/>, 2019.01.09 閲覧) を参照した。

²³ 出典：中央区まるごとミュージアム専用 HP「イベント」(<http://www.marugoto-chuo.jp/wp/event/>, 2019.01.09 閲覧) を参照した。

²⁴ 出典：新宿区 HP「新宿クリエイターズ・フェスタ」(https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kuseijoho01_002166_1.html, 2019.01.09 閲覧) より引用した。

年の開催で8回目の開催となる。区内各施設や公共空間を活用しているという点では「中央区まるごとミュージアム」と共通しているが、「新宿クリエイターズ・フェスタ」の場合はよりアーティストやクリエイターに焦点を当てたものが中心となっており、施設独自の企画によるものやまち歩きツアーが一部組まれているものの、多くは新宿の文脈とは関係のないアーティスト・作品の展示の域を出ていない²⁵。一方、子供による作品の展示や子供を対象としたワークショップ・体験会、学生による作品の展示やイベントの開催など、文化芸術の裾野を広げるための工夫は見られる²⁶。

第四項 講演会・ワークショップ・講座の開催

一般市民を対象とした講演会・ワークショップ・講座を開催している区あるいは外郭団体は14件見られた。

・文化芸術関係の講演会開催の事例：

中央区文化・国際交流振興協会は各展覧会の内容に合わせた「特別文化講演会」を、NHKとの共催で日本橋公会堂にて開催している²⁷。頻度は年に四回ほどで、毎回美術館・博物館の学芸員・研究員や大学教員を講師として招いている。参加者の対象は区内在住・在勤者に限定されており、区の文化レベル向上に貢献している。ただし関連する各展覧会は、東京都美術館・国立新美術館・国立科学博物館など中央区とは無関係の文化施設におけるごく一般的な企画であるため、中央区内独自の文化活動を反映したものではないと考えられる。

・文化芸術系のワークショップ・講座開催の事例：

台東区芸術文化財団が毎年開催している「大人の美術ワークショップ」は、台東区に位置する東京藝術大学美術学部日本画研究室と同財団が協力して行われる、同研究室関係者による一般市民のための日本画の体験型ワークショップである²⁸。参加者の住所地・勤務地は限定しておらず、日本有数の芸術系の大学を有する台東区ならではのアート活動を広く一般市民に発信するプロジェクトとなっている。

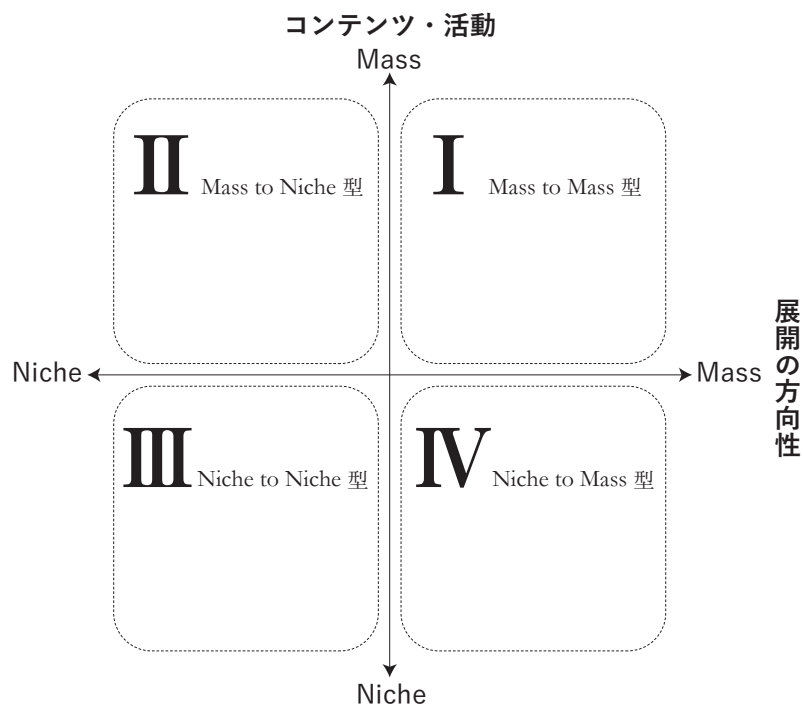
^{25,26} 出典：新宿クリエイターズ・フェスタ専用HP「プログラム」(<http://www.scf-web.net/program/>, 2019.01.09 閲覧)を参照した。

²⁷ 出典：中央区文化・国際交流振興協会HP「特別文化講演会」(<https://www.chuo-ci.jp/events/category/lectures-on-arts/?from=20170401&to>, 2019.01.10 閲覧)を参照した。

²⁸ 出典：台東区芸術文化財団HP「「大人の美術ワークショップ-日本画の涼-」開催のお知らせ」(http://www.taitocity.net/zaidan/our_events/zaidan_event_2018/2018_artworkshop/, 2019.01.10 閲覧)を参照した。

第五項 東京 23 区の文化芸術施策の類型化

これまで見てきた区あるいは外郭団体による文化芸術施策は、対象とする【コンテンツ・活動】と、施策が狙うそれらの【展開の方向性】を軸に、それぞれがニッチかマスかで以下の表（表 2-6）のように大きく四つのタイプに分類できる。

表 2-6 東京 23 区の文化芸術施策の四分類²⁹I . Mass to Mass 型

区内独自のものに限定しない文化芸術やアーティスト・アート活動を、同じく区内に限定しない一般市民に広く発信し体験させる施策や事業。

効果³⁰：地域のイメージの向上／一般的な文化レベルの向上

該当³⁰：文化施設の管理・運営

アートイベントの開催

例³⁰：区立美術館による国内外のアーティストの一般的な展覧会

新宿区「新宿クリエイターズ・フェスタ」

²⁹ 筆者作成。

³⁰ 「効果」は想定される効果を表す。「該当」（＝各型に該当する施策）と「例」（＝その具体例）の順序は対応している。

II . Mass to Niche 型

区内独自のものに限定しない文化芸術やアーティスト・アート活動を、区内の一般市民に発信し体験させる施策や事業。あるいは区外のアーティスト・アート活動に区内の文化芸術的資源や環境資源、区在住者・在勤者を関連づける施策や事業。

効 果：地域外からの視点の地域内での共有

該 当：アートイベント

- 一般文化芸術団体への活動場所支援
- アーティスト個人・団体への金銭的支援
- アーティスト個人・団体へのレジデンス支援
- 講演会の開催

- 例：墨田区「隅田川 森羅万象 墨に夢」³¹
足立区「あだちエンターテイメントチャレンジャー支援事業」
北区「ココキタ」
台東区「台東区芸術文化支援制度」
中央区「特別文化講演会」

III . Niche to Niche 型

区内独自の文化芸術やアーティスト・アート活動を、区内の一般市民に発信し体験させる施策や事業。あるいは区内のアート活動の持続を支援するもの。

効 果：地域内の文化レベルの向上／地域コミュニティの創造

該 当：一般市民・文化芸術団体／アーティスト個人・団体への活動場所支援

- 一般市民・文化芸術団体／アーティスト個人・団体への金銭的支援
- 一般市民・文化芸術団体への広報支援
- WS・講座の開催

- 例：文化施設におけるスペース貸し出し
千代田区「千代田区文化事業助成」
世田谷区「せたがやアーツプレス」³²
文京区「区民プロデュース講座」³³

³¹ 出典：隅田川 森羅万象 墨に夢 HP (<http://sumiyume.jp/>, 2019.01.10 閲覧) を参照した。本章次節に詳しい。

³² 出典：せたがやアーツナビ HP「広報誌」(<https://www.setagaya-bunka.jp/publication/>, 2019.01.10 閲覧) を参照した。

³³ 出典：文京アカデミー HP「区民プロデュース講座」(<https://www.b-academy.jp/manabi/course/produce.html>, 2019.01.10 閲覧) を参照した。

IV . Niche to Mass 型

区内独自の文化芸術やアーティスト・アート活動を、区内に限定しない一般市民に広く発信し体験させる施策や事業。

効 果：地域のイメージの向上／地域をまたいだネットワークの形成

該 当：文化施設の管理・運営

 アートイベントの開催

 アーティスト個人・団体への金銭的支援

 アーティスト個人・団体への広報支援

 ワークショップの開催

例 ：区立資料館による区内の伝統的文化の展示

 世田谷区「世田谷区芸術百華」

 世田谷区「世田谷区芸術百華」

 港区「みなとアートナビ」

 台東区「大人の美術ワークショップ」

第三節 行政による文化芸術施策の具体的事例

- 第一項 概要・目的
- 第二項 経緯
- 第三項 方法・組織
- 第四項 空間

前節では東京 23 区の文化芸術施策をウェブ調査によって網羅的に把握し、コンテンツ・活動がニッチかマスか、展開の方向性がニッチかマスかで、「Mass to Mass 型」「Mass to Niche 型」「Niche to Niche 型」「Niche to Mass 型」の四つに大きく分類できることが明らかになった。本節は具体的事例の目的や方法、組織体制、空間の利活用などを地域まちづくりの観点から考察し、上記四分類との関係性や今日的到達点、今後の課題について明らかにすることを目的とする。

本節では東京 23 区にヒアリング調査³⁴を申し込み、対面でのヒアリングが実施できた区の事例のうち、上記四分類や施策の種別（文化施設、支援、イベントの開催）において最も網羅性が高い墨田区・墨田区文化振興財団の事例を対象とする。「隅田川 森羅万象 墨に夢」は、実行委員会・墨田区・墨田区文化振興財団が主催するアートイベントおよび通年の施策である。

第一項 概要・目的

「隅田川 森羅万象 墨に夢（通称：すみゆめ）」（以下、すみゆめ事業）は、葛飾北斎が九十年間生活の拠点とした隅田川流域を舞台に、芸術・文化に限らないあらゆる表現活動を行なっている人々が相互に関係を持ちながら、様々な独自企画を区内外・老若男女問わずあらゆる人々向けに開くプロジェクトである。開催期間は概ね 3～4 ヶ月で、2016 年度の初年度開催以来、2018 年度で第三回を迎えた。すみゆめ事業の目的は①すみだの地における創造性を高めること②世界的な文化資源を有効活用すること③東東京の魅力である水辺空間を有効活用すること、の三点である。①について、葛飾北斎は常に新たな表現を求め、変化を惜まず、墨田の地で創作活動に励み続けたということから、現代の墨田区においても地域に根ざした創造性が常に変化・向上していくことを目標としているという³⁵。②について、「北斎」は世界的なコンテンツであることから、これを国内外に広

³⁴ 調査：（ヒアリング 2-1） 墨田区文化芸術振興課・墨田区文化振興財団 2018.11.28 於墨田区庁舎

³⁵ （ヒアリング 2-1）より。

く発信し続けることが必要であり、また「北斎」や「隅田川」をテーマとした新たな表現が地域に根付けば、国内外に発信できる新たな文化資源が育っていくとしている³⁷。③について、かつての江戸文化の中心は両国にあり、隅田川の水辺沿いは歴史的・文化的に重要なエリアであることから、隅田川を首都・東京を代表する河川と位置付け、現代においても水辺と紐づけられた文化的な活動が展開されるべきであるという³⁸。これらより区は、地域における文化は必ずしも保存が全てではなく、市民の自由な発想による変化・更新が重要であること・市民の発想による世界的なコンテンツに紐づけられた小さなコンテンツも、区は地域の魅力向上のための重要なツールであること・地域独自の文化は都市空間と不可分であり、両者を関連づけることでより地域に根差した活動の説得性が増すこと、の三点の認識を持っていると考えられる。

第二項 経緯

すみゆめ事業開催のきっかけは、墨田区内に位置する「すみだ北斎美術館」の開館（2016年）である。同美術館はコンセプトとして「成長し続ける美術館」を掲げており³⁹、単に美術品の収蔵と研究にとどまらず「地域文化の継承と発展の場として、地域とのつながりを重視した、息の長い施設づくり」⁴⁰を目指している。地域との関係性を創出する一環として墨田区を舞台としたアートイベント開催の構想が持ち上がり、墨田区に本社を置くアサヒビール株式会社のCSR活動「アサヒ・アーツス



写真 2-1 すみゆめ事業のパフレット
(上：2017年度 下：2018年度)³⁶

³⁶ 写真：すみゆめ 2017 および 2018 のパンフレット より転載した。

^{37,38} (ヒアリング 2-1) より。

³⁹ 出典：(文献 2-1) 墨田区発行：すみだ北斎美術館計画概要，2016.06 を参照した。

⁴⁰ 出典：すみだ北斎美術館 HP「基本理念」(<http://hokusai-museum.jp/modules/Page/pages/view/37>，2019.01.11 閲覧)より引用した。

クエア」⁴¹を引き継ぐ形で、すみゆめ事業の企画に進んだという⁴²。地域の文化芸術を象徴する存在としての美術館、そのコンセプトを下支えする意味での「北斎」「隅田川」をテーマとしたイベントの開催という構造を持っており、他の区の一般的なアートイベントと比較して明確な軸となるテーマや象徴的な文化施設が存在しているので、区の文化芸術やイベント自体のイメージの解像度を高めていると考えられる。

第三項 方法・組織

【イベント自体について】

すみゆめ事業の企画内容は「パイロット企画」と「公募企画・ネットワーク企画」に分けられる。「パイロット企画」は、世界的に活躍するアーティストを招聘し、北斎や隅田川にちなんだ実験的なアートプログラムを主催者がお願いする形で企画される。2018年度のパイロット企画は、鈴木康広氏による「ファスナーの船」と木ノ下歌舞伎 秋の特別講座「キノカブの学校ごっこ」であった。地域に根差したアートイベントではあるものの、東東京の文化的魅力の世界への発信を目標の一つとして掲げているため、著名なアーティストのネームバリューや大規模な演出によって、イベント自体のインパクトを持たせていると考えられる。

一方の「公募企画」は、一般文化芸術団体や個人を対象にイベントに合わせた企画を募集するものである。概要は以下の表(表 2-7)に示す通りである。特徴としては、「北斎」「隅田川」というテーマに沿った企画・団体であ



写真 2-2 すみゆめ 2018 パイロット企画⁴³

⁴¹ アサヒ・アートスクエアは、アートのもとに NPO 法人や一般市民団体、アーティストが集い、新たなプログラムを創出し発信していくことを目的とする、2007 年から 2016 年まで実施されたアサヒビール株式会社によるメセナ活動である。

⁴² (ヒアリング 2-1) より。

⁴³ 撮影：「隅田川 森羅万象 墨に夢」実行委員会

表 2-7 すみゆめ 2018「公募企画」の募集要項⁴⁴

支援内容	①プロジェクト補助金（上限 100 万円） ②墨田区が管理する文化施設などの料金の減免 ③展示施工や音響照明などの技術的な相談 ④墨田区の広報媒体、SNS での情報配信 区内文化施設、小中学校等での活動告知 ⑤活動団体の関係者が集うミーティングの機会
募集対象	①「北斎」「隅田川」にちなんだ企画 ②平成 30 年 9 月 3 日～12 月 28 日の期間内に完了する活動 ③墨田区に限らず、隅田川流域で実施する企画 ④文化・芸術に限らない多様な表現活動 ⑤住所地・活動拠点は問わない

れば、表現の形・ジャンル、実施場所、居住地・活動拠点を墨田区に限定していない点が挙げられる。これにより区外から見た墨田区とりわけ「北斎」「隅田川」のイメージを元にした活動が期待でき、一般市民の地域の見方の幅が広がることが期待できる⁴⁵。しかしながら、2018年度の公募企画の選考を通過した企画団体は全て墨田区を拠点としており、上記の狙いは必ずしも達成されているとは言えない。なお「ネットワーク企画」については後述する。

著名なアーティストによる企画と地域の個人・団体による企画の両輪でイベントを構成することが地域の魅力を発信するには必要である⁴⁸としつつも、地域の外側から見た一般の個人・団体による視点をもとにした活動・成果物が欠けているため、双方の企画がお互いに独立した関係になってしまっている点が、イベント自体の方法論的課題と言える。

【イベント後について】

イベント終了後に、各公募企画・ネットワーク企画の主催団体および大学教授・美術ジャーナリスト・文化系財団関係者を交えた活動報告会が開催されている。企画

⁴⁴ 表：すみゆめ 2018HP「2018 年度『隅田川 森羅万象 墨に夢』プロジェクト企画募集要項」（<http://sumiyume.jp/wp-content/uploads/2018/03/1babccf324e7528a5f4baecbb3700548.pdf>, 2019.01.11 閲覧）を参照し、筆者作成。

^{45,48} （ヒアリング 2-1）より。

の概要と成果だけでなく、各団体の日頃の活動の情報を発表する場が設けられており、アーティストや一般の団体にとっては交流・広報の機会となっている。後述する「ネットワーク」形成の場の一つとして、コミュニティ創造の役割を果たしていると言える。ただし、各団体の発表する「成果」は企画当日の様子を人数などの数値を交えて報告する程度にとどまっております⁵⁰、活動する上での方法論的課題・組織論的課題・空間論的課題を解決する場としての機能は弱い。これらの機能は、後述の「ネットワーク」に委ねられていると考えられる。

【イベント外の通年活動「ネットワーク企画」について】

すみゆめ事業では毎月一回、隅田川流域で活動をしているアーティスト・一般団体およびアートマネージャーやコーディネーター、さらには地元のまちづくり団体のコミュニケーション・ネットワーク形成の場として「寄合」という会が企画されている。会場はすみゆめ事業参加主体の活動拠点から持ち回り制で選ばれ、「ホスト」の主体の活動紹介のほか、「ホスト」の主体の活動場所の利活用方法の紹介、各「寄合」ごとに定められたテーマについての意見交換が行われる。アート活動に必要な技術や手法についての知見が共有される点、都市空間の活用方法について地域の人々の問題意識が明らかになる点に、主催者である墨田区や墨田区文化振興財団は意義を見出している⁵⁰。一方で、この「寄合」は参加に登録が必要な「シンポジウム」のような形式となっており、参加に若干のハードルが存在するオフィシャルな印象が拭えない。アートイベントが一過性の催しに終始しないよう地域コミュニティのネットワークを維持するための通年の企画を設けている点では評価に値するが、カジュアルな場での偶発的な出会いやコミュニケーションを促し、文化芸術の日常化へと導くような場が存在しないこ

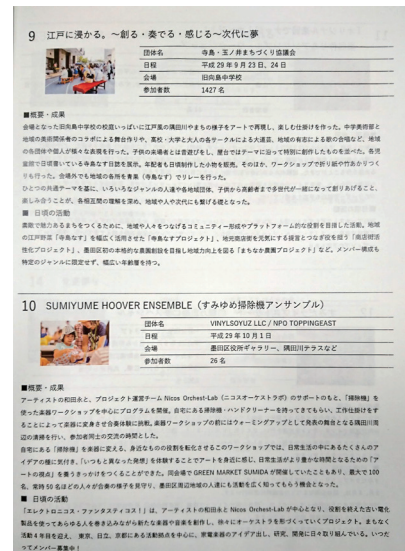


写真 2-3 すみゆめ 2017 の「活動報告書」⁴⁹

⁴⁹ 写真：(文献 2-2) 墨田区：隅田川 森羅万象 墨に夢 2017 年度活動報告、2018 より転載した。

⁵⁰ (ヒアリング 2-1) より。

とがすみゆめ事業の問題点であり、区や外郭団体と地域主体が連携してそのような居場所づくりを進めていくことが今後の課題と考えられる。

第四項 空間

すみゆめ事業の各企画の開催場所について、2017年度のすみゆめ事業を事例に分析する。パンフレット掲載のマップより開催場所の分布を定性的に分類すると、p.56の図（図 2-1）より①駅前②すみだ北斎美術館周辺③隅田川左岸④木密地帯の四つのエリアに分けられることが分かる。また、開催場所を大きく「文化施設」「事業所内」「公共的空間」「まちなか資源」に分け、上記エリアとともに各企画を分類したのが p.57の表（表 2-9）である。このデータと、すみゆめ 2017の活動報告書に記載の各企画の成果報告およびヒアリング（ヒアリング 2-1）の内容をもとに、空間利用の分類ごとの地域まちづくり的評価と課題を明らかにする。

【文化施設】

既存の文化施設を利用した企画は①駅前②すみだ北斎美術館周辺③隅田川左岸に多く見られた。文化施設での企画は、すみゆめ事業の存在を知らなかった来客の参加が見られ、「北斎に関心の無い層の方たちにもご来場いただくことが叶った」⁵¹「北斎美術館に立ち寄るついでに参加された方も多く（中略）すみだ北斎美術館の PR、集客に一役果たせた」⁵²といった声が散見された。また区の担当者も同様の手応えを感じており、今後もアーティストや一般団体の企画会場としての文化施設を積極的に提供していきたいとしていた⁵³。また、「コミュニケーションにより作品やアートに対して新しい気づきを得られたことが、当日寄せられたアンケートなどから伺うことができた」⁵⁴とあるように、参加者が持っていた文化芸術的視点を広げる効果があったと考えられる。従って、イベント会場として文化施設を利用することのメリットとしては、文化芸術には関心があるが区内の地域に根差した文化活動の情報はあまり持ち合わせていない層に対して、区内のより細かな文化芸術をアピールすることで参加者の文化芸術的リテラシーを更新できる点が挙げられると考えられる。一方課題としては、文化施設内での企画をきっかけとして人々が地域の内部（例えば④木密地帯など）に染み出していけるようなインフラや案内の整備を徹底することが

⁵¹ 出典：(文献 2-2)「若き北斎が達磨に挑戦 北斎パート 2」より引用した。

⁵² 出典：(文献 2-2)「ワークショップ デジタル版画で北斎を刷ろう！」より引用した。

⁵³ (ヒアリング 2-1) より。

⁵⁴ 出典：(文献 2-2)「カタログ」より引用した。

必要である。

【事業所内】

各企画主催者の活動する事業所内での企画は④木密エリアに多く見られた。事業所内での企画については活動報告書やヒアリングでは特有の成果やメリットは見出せなかったが、文化施設と比較した知名度の低さや場所の分かりにくさが主な問題となるのは明らかである。「キッズサポートりま」は、自施設をオリジナルの企画「リマーソニック 2017」の会場としてだけでなく、「特定非営利法人保育力研究所」主催の「現代に蘇った『外郎売(ういろうり)』と戯れる」(以下、「外郎売」)の会場としても活用しており、区内全域を移動式の台で巡回する「外郎売」が「リマーソニック 2017」のサテライトとしての役割を持っていたと考えられる。事業所内での企画のメリットとしては、主催者の事業の延長線上にある企画を開催することで地域に密着したきめ細やかな文化芸術を発信できる点、参加者からのフィードバックを直接事業に反映できる点が挙げられる。

【公共的空間】

公共的空間での企画は①駅前③隅田川左岸に多く見られた。公共的空間での企画では「商店街をエンターテインメントな場にする事で商店街の新たな魅力を引き出すことができた」⁵⁵や「国内外からの旅行者や居住者が行き来しているまち、両国の地域資源の特性を活かしながらイベントを行ったことで、それ自体が国内外から評価される墨田の魅力の一つにつながる」⁵⁶など、地域のイメージ向上に貢献したとするフィードバックが散見されたが、一方で文化施設での企画のメリットで挙げたような参加者の文化芸術的視点に関する成果は活動報告書からは見られなかった。従って、公共的空間での企画は地域そのものの魅力を向上させる効果があり、コンテンツとしては地域資源を活かした分かりやすいアートやハードルの低い体験型のプログラムがマッチしていると考えられる。

【まちなか資源】

地域に埋もれる文化的資源(=まちなか資源)での企画は、④木密地帯をはじめとした区内各所で見られた。「湯屋将棋は、既存の銭湯利用者とはほとんど銭湯を利用しない参加者が将棋を打つなど、コミュニケーションの可能性が広がった」⁵⁷や「色々なジャンルの人達や各地域団体、子供から高齢者まで多世代が一緒になって作り上げる事、楽しみ合うことが、各相互間の理解を深め、地域や人や時代にも繋げる礎となった」⁵⁸など、既存

⁵⁵ 出典：(文献 2-2)「シアターキューブリック presents キラキラ橋☆ SHOW 店街でショー！」より引用した。

⁵⁶ 出典：(文献 2-2)「両国橋アートセンター」より引用した。

⁵⁷ 出典：(文献 2-2)「銭湯パカンス」より引用した。

⁵⁸ 出典：(文献 2-2)「江戸に浸かる。～創る・奏でる・感じる～次代に夢」より引用した。

の利用者層と新たな客層との間のコミュニケーションを誘発する場としてまちなか資源を捉えている主催団体が散見された。一方で、イベントで生まれた新たな地域コミュニティを維持させていくための方策は主催団体がほとんど全てを担っている状況であり⁵⁹、行政としてのサポート（例えば先述のような、文化芸術の日常化を目指した居場所づくり）を進めていくことが今後の課題となる。

また、まちなか資源であるゲストハウス「墨田長屋」での9日間のアーティスト・イン・レジデンスの成果物展示企画「墨東日記」では、現代アート活動が盛んな京島・向島エリアの地域コミュニティ内に、区外のライターである影山裕樹氏をアドバイザーに迎え選出された「冷凍都市生活協同組合」を招き入れ、外から見たまちの魅力を日記として記録するプログラムが組まれた⁶⁰が、「既に地域の歴史や文化活動を熟知した人も多い中で、ライターという役割で外部からの視点を内外に示せたことは、今後このエリアを活性化する際の一つの気づきになると考えられる」⁶¹と報告されたように、区外のアーティスト（のコミュニティ）と地元の地域コミュニティとの間の、作品を通じたコミュニケーションをも可能としていた。このように、区外のコミュニティを地元に招き入れることができる宿泊施設というまちなか資源は、区内外の人々の間のコミュニケーションを誘発する場としてのポテンシャルを持っていると考えられる。

⁵⁹ (ヒアリング 2-1) より。

⁶⁰ 出典：(文献 2-2)「墨東日記」を参照した。

⁶¹ 出典：(文献 2-2)「墨東日記」より引用した。



図 2-1 すみゆめ 2017 マップ⁶²

⁶² 図：すみゆめ 2017 パンフレット より加工・転載した。エリアを表す円および丸数字による注釈は筆者記入。

表 2-9 すみゆめ 2017 各企画の分類

マップNo.	団体名	企画名称	内容	開催場所	空間種別	エリア	分類
1	一般社団法人アオキカク	「ソケリッパ！日々荒野ダンス」 路上にて生まれる黒色と未来の行方	路上パフォーマンス	新赤田駅前広場	公共的空間	①	N-M
2	アップアートアーティストキック	アップアート・アナナタリウム 実験と発見	空間インスタレーション	恵田区役所のおおい広場前、川線 すみだ生涯学習センター	文化施設	④	N-M
3	NPO法人前水布氏の会	すみだ商の三十六歳	路上アート	ユートリヤードM 増の街通り商店街	公共的空間	④	N-M
4	Office 風の器 任崎隆志	若き北産が連綿に挑戦 北産ハート2	舞台芸術	すみだ北産美術館前 シアターX	文化施設	③	N-M
5	株式会社サンコー	ワークショップ デジタル版画で北産を誇ろう！	ワークショップ	すみだ北産美術館 Co-lab恵田亀沢	文化施設	②	N-M
6	一般社団法人シアターキューブリック	「馬島浴場の怪人」 シスターキューブリック 湧らめき 観劇シアター vol.2	演劇	寺島浴場	まちなか資源	④	N-N
7	すみだクリエイティブタレントズクラブ	東向島から北産へとつなぐ 「玉ノ井カフェの2017 恵と夢イベント・プロジェクト」 江戸に繋がる...創る...集める...感じる...次世代に夢	演劇、ライブ・イベント、ヨガ、DJ 本の展示、講演会、講習会	恵田区役所7ヶ所の劇場 玉ノ井カフェ店内	まちなか資源	④	N-M
8	玉ノ井カフェ	SUMIYUMIE HOOPER ENSEMBLE (すみゆめ排除劇アンサンブル) 「オリジナル楽器でナッジ！ナッジ！」 ～楽器作り&アンサンブルワークショップ～	ワークショップ	恵田区役所ギャラリー 関田川テラス、他	公共的空間	③	N-M
9	寺島、玉ノ井まちづくり協議会	VINYLSOYUZ LLC	ワークショップ	旧向島中学校 恵田区役所ギャラリー	まちなか資源	④	N-N
10	NPO TOPPINGEAST	Hinnai studio	ワークショップ	関田川テラス、他	公共的空間	③	N-M
11	Hinnai studio	「オリジナル楽器でナッジ！ナッジ！」 ～楽器作り&アンサンブルワークショップ～	ワークショップ	恵田トリフォニーホール	文化施設	①	N-M
12	一般社団法人ピースライブ	すみだライブストリート 築業万葉集に夢スベシヤル	ストリートライブ	アルカイースト 新赤田駅前広場	公共的空間	①	N-M
13	特定非営利活動法人保育力研究所	現代に暮った「外郎焼(うしろやう)」と戯れる」	パフォーマンス	丸井橋あじ店 恵田区役所のおおい広場	公共的空間	④	N-M
14	北産祭りまちづくりの会	北産祭り	展示、ワークショップ、トークショー、他	恵田区役所ギャラリー 放課後等デイサービスキッズサポート ソラマチひろば、他	公共的空間	②	N-M
15	墨東日記実行委員会	墨東日記	アーティスト・イン・レジデンス、記事執筆	大瀬川前水公園噴水ひろば すみだ北産美術館	文化施設	②	M-N
16	Bon Numatta	カタログ・図録展示	カタログ・図録展示	恵田区新島近辺	文化施設	②	N-M
17		同国橋アートセンター	ストリートピアノ、まち歩き	向田門天ホール 関田川テラス	文化施設	③	N-M
18	キッズサポートトリマ	リマソニック2017	体験会	恵田区新島近辺	公共的空間	④	N-N
19	キッズ図書館	世界のスターからみる築業万葉の世界	体験会	恵田区新島近辺	公共的空間	④	N-N
20	一般社団法人シアターキューブリック	シアターキューブリック presents キラキラ橋☆SHOW広場でショー！	ショー、パレード	恵田区新島近辺	公共的空間	④	N-M
21	N3 ※2	朗読劇「画狂人 北産」	朗読劇	恵田区新島近辺	文化施設	④	N-N
22	N2	大瀬川制作2000年記念「アップアート・北産」 ～江戸と名産を繋げる～	資料展示、トークイベント、公開制作	恵田区新島近辺	文化施設	②	N-M
23	N4	公益財団法人恵田文化振興財団	コンサート	恵田区新島近辺	文化施設	④	M-N
24	N7	公益財団法人新日本フィルハーモニー交響楽団	コンサート、展示、体験会	恵田区新島近辺	文化施設	①	M-N
24	N1	すみだ青空市ヤッチャハ事務所	青空市	産業観光プラザすみだ まち処	公共的空間	①	N-N
24	N5	一般社団法人 日本リ・ファッション協会	ショー、ワークショップ、販売	イーストコア舟形駅前広場	公共的空間	①	N-N
24	N6	茶華会	茶会	柳嶋妙見山法華寺 東京都立向島徳田花園	まちなか資源	④	N-N

63 表：すみゆめ 2017 パンフレット および (文献 2-2) を参照し、筆者作成。

第四節 まとめ

本節では、前節で見えてきた「すみゆめ事業」の方法論・組織論・空間論的知見を整理し、前々節で提示した文化芸術施策の類型との対応関係を明らかにするとともに、今後の課題について言及する。

・方法論的知見と課題

【知見】

行政機関の資金力・発信力・信頼性を活かして、

—著名アーティストによる大々的な企画の開催

—区内外のアーティスト・団体による独自の小規模な企画の開催

の支援を両輪で進めることによって、

地域のイメージの向上／一般的な文化レベルの向上／地域内の文化レベルの向上／地域外からの視点の地域内での共有／地域コミュニティの創造／地域をまたいだネットワークの形成、といった文化芸術施策の四類型による効果全てを網羅することが理論上可能である。

【課題】

現状では「Mass to Niche 型」すなわち「区内独自のものに限定しない文化芸術やアーティスト・アート活動を、区内の一般市民に発信し体験させる施策や事業／区外のアーティスト・アート活動に区内の文化芸術的資源や環境資源、区在住者・在勤者を関連づける施策や事業」の展開に遅れが見られている⁶⁴。「地域外からの視点の地域内での共有」という効果は、地域住民のシビックプライドを高め、都市問題を地域で解決していくための導入の一つとなると考えられるため、今後は「Mass to Niche 型」の施策の拡大や企画の支援を進めていくことが必要である。

⁶⁴ 墨田区としてはアーティストや一般の個人・団体に対する間口を広く設けてはいるが、2017年度は該当企画が「墨東日記」と新日本フィル関連企画のみであった。

・組織論的知見と課題

【知見】

アートイベント参加主体を交えた報告会や、イベントと連動するネットワーク活動のためのプラットフォーム⁶⁵を行政機関や文化系の外郭団体が設けることで、参加主体間での継続的な意見交換・知の更新・活動のイベント外への派生⁶⁶が可能となる。

【課題】

イベント・ネットワーク参加主体と区内外の一般市民との間のイベント外での交流の機会が、イベントの主催者たる行政機関や外郭団体によって用意されていないのが現状である。このような機会は「Mass to Niche型」「Niche to Niche型」に対応し、地域外からの視点の地域内での共有／地域内の文化レベルの向上／地域コミュニティの創造、といった効果が期待されるため、イベント・ネットワーク参加主体と区内外の一般市民との間のイベント外での交流が見込めるような居場所・拠点づくり、両者の間を取り持つキュレーターやディレクターの導入、区外に存在する類似のアートコミュニティへの情報発信、区をまたいだ文化系の関係者同士のネットワークの構築が今後の課題となる。

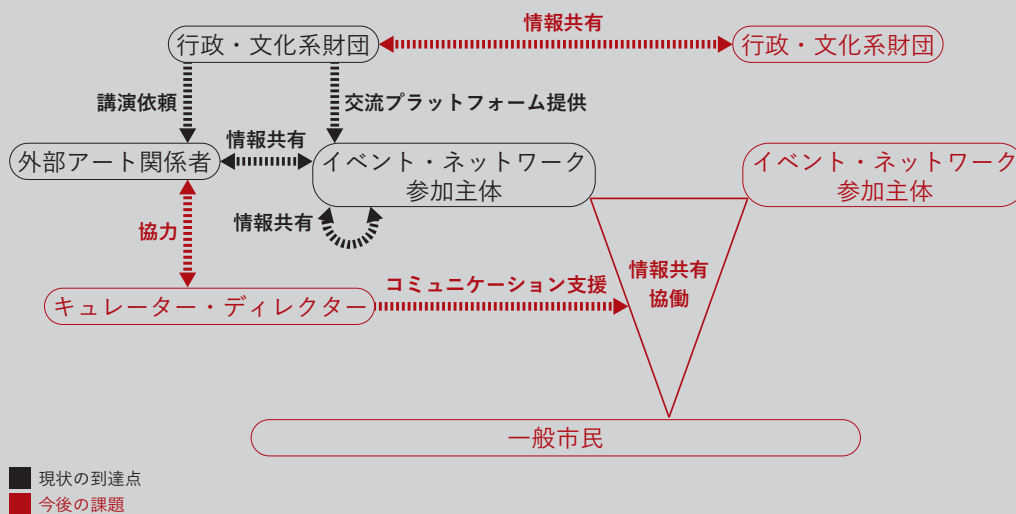


図 2-2 組織論における現状の到達点と今後の課題⁶⁷

⁶⁵ すみゆめネットワーク「寄合」を指す。

⁶⁶ アートイベントから派生した地域文化活動の実態については、(文献 2-3) 荒川佳大・真野洋介：地域での文化活動の派生からみた地域多主体型アートプロジェクトの役割に関する研究 - 墨田区向島地区での一連のアートプロジェクトを事例として、都市計画学会都市計画論文集, 45, 3, 2010.10 に詳しい。

⁶⁷ 筆者作成。

・空間論的知見と課題

【知見】

地域に根差したアート活動の展開場所について、文化施設／公共的空間／事業所内／まちなか資源、の四つに大きく分類できる。施策・事業の四類型との対応関係、行政機関や外郭団体の空間的対応の傾向は以下のようなになる。

施策・事業の類型	空間の種別	対応
「Mass to Mass 型」	公共的空間・文化施設	公共的空間利用の許認可
「Mass to Niche 型」	まちなか資源	空間利用の技術的支援
「Niche to Niche 型」	事業所内・まちなか資源	空間利用の技術的支援
「Niche to Mass 型」	文化施設・公共的空間	文化施設内活動空間の提供

【課題】

方法論的課題で指摘した「Niche to Niche 型」の施策・事業、組織論的課題で指摘した広域的な主体による情報共有や協働を実践するための場として、今後はまちなか資源や事業所の有効活用が必要である。そのためには、認知度の低いそれらの空間のうち、アート活動の場・交流の場として利用可能なものの情報を共有するプラットフォームの構築が必要である。

＜参考文献＞

- 2-1) 墨田区発行：すみだ北斎美術館計画概要，2016.061-2
- 2-2) 墨田区：隅田川 森羅万象 墨に夢 2017年度活動報告，2018
- 2-3) 荒川佳大・真野洋介：地域での文化活動の派生からみた地域多主体型アートプロジェクトの役割に関する研究 - 墨田区向島地区での一連のアートプロジェクトを事例として，都市計画学会都市計画論文集，45，3，2010.10

第三章

都市部における民間のアートまちづくりの現状

第三章の目次

第一節 本章の目的

第二節 事例の概要

- 第一項 黄金町エリアマネジメントセンター
- 第二項 PARADISE AIR
- 第三項 3331 アーツ千代田
- 第四項 向島学会
- 第五項 まちと美術館のプログラム（森美術館ラーニング）
- 第六項 Artist Collective Fuchu

第三節 方法論的到達点と課題

- 第一項 地域課題と組織の設立過程
- 第二項 アーティストの招致とエンゲージメント期間
- 第三項「質」の担保
- 第四項 アーカイブの蓄積

第四節 組織論的到達点と課題

- 第一項 地域コミュニティ像
- 第二項 内部の組織構成
- 第三項 外部主体との関係性

第五節 空間論的到達点と課題

第六節 まとめ

第一節 本章の目的

第二章では行政による文化芸術施策について概観し、具体的事例を通じて現状の到達点と課題、今後目指すべき方向性とその具体的施策について言及した。本章では、公共の便益を目標とする行政では介入しづらいような、より地域に根差した活動の現状と課題を明らかにするために、NPO 法人を中心とする民間の主体へのヒアリング調査¹を通じて、アートとまちづくりの接点を開拓するための手法を体系化することを目的とする。

第二節では各事例の概要をレビューし、第三節～第五節では各事例の現状の到達点と課題を方法論・組織論・空間論に分けて横並びで比較する。最後に第六節において民間のアートまちづくりの目指すべき方向性を提示する。

¹ 調査：(ヒアリング 3-1) 黄金町エリアマネジメントセンター 2018.12.03 於同事務局
(ヒアリング 3-2) PAIR 2018.12.17 於東京藝術大学建築科
(ヒアリング 3-3) コマンド A 2018.12.26 於同施設
(ヒアリング 3-4) 向島学会 2018.12.26 於工学院大学まちづくり研究室
(ヒアリング 3-5) 森アーツセンター 2018.12.27 於森美術館
(ヒアリング 3-6) Artist Collective Fuchu 2018.12.28 於同事務局
(ヒアリング 3-7) 青木彬氏 (アートスペース「Spiid」(墨田区向島) 運営) - 補足として -

第二節 事例の概要

- 第一項 黄金町エリアマネジメントセンター
 - 第二項 PARADISE AIR
 - 第三項 3331 アーツ千代田
 - 第四項 向島学会
 - 第五項 まちと美術館のプログラム（森美術館ラーニング）
 - 第六項 Artist Collective Fuchu
-

本章では、首都圏で活動する以下の条件を満たす民間の組織を六つ選定した。

条件：

- ・アーティストやキュレーターが所属している
- ・主たる活動地域を明言している
- ・アーティストと地域コミュニティとの間のネットワークを形成している
- ・単発イベントのみならず持続的な活動を展開している

対象事例：

- case.1 特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター
- case.2 一般社団法人 PAIR（PARADISE AIR）
- case.3 合同会社コマンド A（3331 アーツ千代田）
- case.4 特定非営利活動法人向島学会
- case.5 まちと美術館のプログラム（森美術館ラーニング）
- case.6 特定非営利活動法人 Artist Collective Fuchu（暮らしと表現の芸術祭 フェット）

以下、各事例の概要を整理する。

第一項 黄金町エリアマネジメントセンター

黄金町エリアマネジメントセンター（以下、黄金町エリマネセンター）は、横浜市中区黄金町を拠点に「安心安全」「アート」をテーマにまちづくり活動を行なっている NPO 法人である。

もともと青線地帯であった黄金町・日ノ出町エリアでは、大学関係者・神奈川県警・横浜市と、横浜市中区初黄町内会・日ノ出町町内会・東小学校 PTA を中心に設立された初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会によって浄化・地域イメージ刷新を目標に活動が展開されてきた。ほぼ同時期に横浜市は「文化芸術創造都市」構想を提言し、横浜市の「創造限界拠点形成事業」に紐付けられる形でアートを用いた地域問題（低い常住人口数／環境悪化／路地の狭隘さ／治安の悪さ）の解決が図られることとなった。地域一帯で行うアートイベント「黄金町バザール」開催のための実行委員会が 2007 年に設立され、翌年にイベントが開催される中で NPO 法人設立による継続的な活動の開始が模索され、2009 年に黄金町エリマネセンターが設立された。

黄金町エリマネセンターのアートまちづくりの事業内容は、①小規模の空き店舗および京急線高架下のスペースを活用したアーティスト・イン・レジデンス事業②レンタルスペースの貸し出し事業③小規模店舗等のスタジオ・カフェ・ショップ等へのコンバージョン事業④イベント企画・運営事業⑤アート系講座の開催事業⑥海外アート関係者との交流事業、の六つに分類される。

表 3-1 黄金町エリマネセンターの経緯と変遷²

2003	- 初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会設立
2004	- バイバイ作戦（違法特殊飲食店閉鎖・神奈川県警） - 「文化芸術創造都市」構想（横浜市）
2007	- 黄金町バザール実行委員会設立
2008	- 黄金スタジオオープン - 黄金町バザール開始（年次イベント）
2009	- NPO 法人黄金町エリアマネジメントセンター設立 - スタジオ入居者募集開始
2011	- 高架下スタジオ Site-A ギャラリー／Site-D 集会場／かいだん広場オープン - 長期入居者募集開始
2012	- 高架下スタジオ Site-B カフェ／Site-C 工房オープン



写真 3-1 小規模店舗店舗のスタジオへの転用³



写真 3-2 高架下の多目的スペース⁴

²（ヒアリング 3-1）、黄金町エリアマネジメントセンター HP「まちづくり」（<http://www.koganecho.net/contents/town-planning.html>, 2019.01.13 閲覧）を参照し、筆者作成。

³ 写真：筆者撮影。（場所：神奈川県横浜市中区黄金町 1 丁目付近）

⁴ 写真：筆者撮影。（場所：神奈川県横浜市中区黄金町 1 丁目付近）

第二項 PARADISE AIR

PARADISE AIR は、松戸駅前のかつてホテルだった建物を活用して運営されているアーティスト・イン・レジデンスである。

松戸駅周辺の良好な都市空間の創出と地域活性化に取り組む活動組織「松戸まちづくり会議」が主体となる事業「暮らしの芸術都市」のプログラムとしてスタートし、現在は一般社団法人 PAIR（以下、PAIR）によって企画・運営がなされている。PAIR はアーティスト兼プロデューサーの S 氏と、ディレクターの M 氏が代表理事を務めている。

アーティスト・イン・レジデンス事業は、ショートステイプログラムとロングステイプログラムの二種類に分けられる。前者は国内外で活動する若手アーティストに短期滞在拠点（三週間）を無償で提供するもので、対価として松戸駅前エリアでのパフォーマンスを実施してもらうことで松戸市民が多様な表現に出会う機会を創造している⁶。後者は国際的な活動を目指す国外のアーティストを招待または公募し渡航費や制作費、生活費などの資金を提供するもので、アーティストの選考は作品プラン・ポートフォリオをもとに審査形式で行われる。アーティストは滞在期間中（三ヶ月）作品制作のほか、プレゼンテーションやオープンスタジオ、インタビュー、成果発表などを活動内容とし、基本的に「地域との対話を楽しむこと」が参加の条件となる⁷。

表 3-2 PARADISE AIR の経緯と変遷⁵

2006	JOBAN アートライン協議会設立
2007	- アートスペース「おっとり舎」オープン（千住・S 氏）
2009	- アムステルダム「STEIM」にて滞在制作（S 氏）
2010	- 松戸アートライン PJ スタート（S 氏サポート）
2012	- 松戸まちづくり会議発足
2013	- まちづくりエイティブ設立 - PARADISE AIR スタート（ショートステイプログラム・ロングステイプログラム）
2016	- 一般社団法人 PAIR 設立

⁵ 表：(ヒアリング 3-2) をもとに、筆者作成。

^{6,7} 出典：(ヒアリング 3-2), PARADISE AIR HP「PARADISE AIR とは」(<http://paradisear.info/about>, 2019.01.14 閲覧)を参照した。

第三項 3331 アーツ千代田

3331 アーツ千代田は、合同会社コマンド A（以下、コマンド A）が運営するアートスペースである。

千代田区の文化政策である「千代田区文化芸術プラン」の重点事業である「ちよだアートスクエア」として位置付けられており、コマンド A が二期連続で運営事業者として区主催のコンペを通過している。校舎の統廃合によって生じた遊休不動産である旧練成中学校校舎を活用する形で施設運営がなされている。東京藝術大学教授でアーティスト・イニシアティブ「コマンド N」主宰である N 氏が統括ディレクターを務めている。

コマンド A が実施する活動内容は、①旧教室や体育館などを活用したレンタルスペースの貸し出し②旧教室などを活用したアーティスト・イン・レジデンス事業③ギャラリーの運営④イベントやワークショップの企画・運営⑤シェアオフィス事業⑥コミュニティカフェの経営、の六つに分類される⁹。

表 3-3 3331 アーツ千代田の経緯と変遷⁸

1990s～	- 千代田区を拠点としたアート活動 (N 氏)
1998	- コマンド N 設立
2005	- 千代田区文化芸術プラン - 旧練成中学校閉校
2006	- ちよだアートスクエア構想
2008	- コマンド A 設立 - コマンド A コンペ選出 (第一期ちよだアートスクエア運営事業者)
2010	- ちよだアートスクエアオープン
2014	- コマンド A コンペ選出 (第二期ちよだアートスクエア運営事業者)
2015	3331 アーツ千代田オープン



写真 3-3 3331 アーツ千代田外観¹⁰



写真 3-4 3331 アーツ千代田内観¹¹

⁸ (ヒアリング 3-3) を参照し、筆者作成。

⁹ 出典:(ヒアリング 3-3), 3331 アーツ千代田 HP「楽しむ」「使う」(<https://www.3331.jp/>, 2019.01.14 閲覧) を参照した。

¹⁰ 写真:筆者撮影。(場所:東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14)

¹¹ 写真:筆者撮影。(場所:東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14)

第四項 向島学会

向島学会は、墨田区墨東地区を中心にアートによるまちづくり事業を行っている NPO 法人である。

向島地区は 1990 年代後半より木造密集市街地が防災面で問題視されており、「まちづくり支援専門家集団 SONOTA」のような建築家・都市計画課・学術関係者によるまちづくり組織によって空き家の利活用といったハード整備が中心に行われてきた¹²。その中でソフト面からのアプローチとして、アートを用いた地元住民との協働という目的で地元自治会やまちづくり協議会のメンバーによって向島博覧会実行委員会が組織され、アートイベント「向島博覧会」が 2000 年・2001 年に開催された¹³。イベントを通じて空き家へのアーティストの転入が進むようになり、イベント参加メンバーを中心に持続的な活動を行う団体として向島学会が任意団体として組織され、2006 年に NPO 法人化した¹⁴。東京都歴史文化財団との共催によって「東京アートポイント計画」に紐づけられる事業として、2009 年から 2012 年にかけて地域アートプロジェクト「墨東まち見世」を開催し、2013 年にまちなかの資源やアート・アーティストを統合するプラットフォームとして「『墨東まち見世』アートプラットフォーム」を開設した¹⁵。

2013 年に現在「東京アートポイント計画」との関係を終え、現在は「墨東まち見世」アートプラットフォームのウェブサイトの運営を通じて向島地区の情報発信、ネットワーク形成を行っている¹⁶。

表 3-4 向島学会の経緯と変遷¹⁷

1999	- 向島博覧会実行委員会発足
2000	- 「歩いて暮らせる街づくり」モデル地区選定 (向島地区・建設大臣官房政策課)
	- 向島博覧会 2000 開催
2001	- アートロジィ向島博覧会 2001
2002	- 向島学会設立 (任意団体)
2004	- 向島イヤー開催
2005	- アートまち大学開催 (一年目)
2006	- NPO 法人認証 (向島学会)
2007	- アートまち大学開催 (二年目)
	- 向島芸術計画
2009	- 墨東まち見世 (~2012)
2013	- 「墨東まち見世」アートプラットフォーム開設



写真 3-5 向島地区のアートスペース「Spiid」外観¹⁸

¹² 出典：(文献 3-1) 向島学会：向島学会のあらまし，2003 を参照した。

^{13,14,16} (ヒアリング 3-4) より。

¹⁵ 出典：向島学会 HP「向島学会とは」(<http://www.mukojima.org/about/association/>，2019.01.14 閲覧) を参照した。

¹⁷ 表：(文献 3-1)，(文献 3-2) 金善美：現代アートプロジェクトと東京「下町」のコミュニティ-ジェントリフィケーションか、地域文化の多元化か、日本都市社会学会年報，30，2012，pp.33-58 を参照し、筆者作成。

¹⁸ 写真：筆者撮影。(場所：東京都墨田区京島 3 丁目 30-6)

第五項 まちと美術館のプログラム
(森美術館ラーニング)

森美術館ラーニングプログラム(以下、ラーニング)は、森ビル株式会社の文化事業担当部局「森アーツセンター」内「森美術館」にて展開される、教育普及プログラムである。

森美術館の指針(表3-6)にあるように、森美術館は一般的な社会教育施設としての美術館ではなく、アートを通じた対話の誘発や世界観の開拓・共有、アートのライフスタイル化をもビジョンとして掲げるコミュニケーション施設である。2016年まで教育普及プログラムとして「パブリックプログラム」が位置付けられ、講演会やシンポジウムなどの教育活動を主に行っていたが、それまでの一方通行的な教育からより双方向的で対話的な学びの場を提供することを目標として、世界各地で生み出されるアートをより広く・より深く・共に学ぶための「ラーニングプログラム」が2017年に発足した¹⁹。きっかけは2012年のロンドンオリンピック前後でイギリス政府が文化政策の予算を大幅にカットしたことを受け、美術館のあり方の再定義に動き出したロンドンの美術館である「テート・モダン」内部での「ラーニング」に関する議論が森美術館の内部で共有されたことによる²⁰。

事業内容は、キッズからシニアまでを対象とした双方向的な学びの場の企画、国内外のテーマについてアカデミックな議論が行われるシンポジウムの開催のほか、周辺地域を舞台とした交流・体験事業としてのコミュニティエンゲイジメントプログラムである「まちと美術館のプログラム」の企画・開催を行っている²¹。

表3-5 ラーニングの経緯と変遷²²

2003	- 六本木ヒルズ竣工 - 森美術館開館 - 「パブリックプログラム」スタート
2012	- ロンドンオリンピック
2014	- テート・モダン(ロンドン)
～	- コンセプトのり・ディファイン
2015	- 森美術館休館(約四ヶ月) - 英国リサーチ(森美術館職員)
2016	- テート・モダン新館「スイッチ・ハウス」竣工(ロンドン)
2016	- 「パブリックプログラム」方針の見直し
～	
2017	- 「パブリックプログラム」を「ラーニング」へ名称変更
2018	- 「まちと美術館のプログラム」スタート

表3-6 森美術館の指針²³

- アート・建築・デザイン等の創造活動を、文化・歴史・哲学・科学等幅広い文脈の中で捉える
- 多主体で企画・展覧会を作り上げる
- アートを通じた多様な人々との対話により、アートを解釈するための世界観を構築するための基盤となる
- アーティストの制作活動を支援する
- ギャラリーやアートフェアといった商業ベースのアート活動との関係性を持つ
- 学びの機会を通じて生活とアートを近づけ、新たなライフスタイルの提案を行う

^{19,20} (ヒアリング3-5) より。

²¹ 出典：森美術館 HP「ラーニングとは」(<https://www.mori.art.museum/jp/learning/about/index.html>, 2019.01.14 閲覧)を参照した。

^{22,23} 表：(ヒアリング3-5) より、筆者作成。

第六項 Artist Collective Fuchu

Artist Collective Fuchu（以下、ACF）は、府中市を中心に活動する、地域のアーティストや一般市民によるネットワーク団体である。

ACFの前身である、府中市美術館学芸員のK氏が発起人の「府中アートの会」は、アーティストやアート関係者同士のゆるやかなコミュニティであった。アートスペース「メルドル（Artist-run-space & cafe merdre）」を運営していたACF創設者のS氏は、地域におけるアート関係者のネットワークが可視化されていないことに問題意識を持っており²⁴、「府中アートの会」のうちアートスペースを運営するメンバーを中心として任意団体ACFを2015年に立ち上げ、翌年には府中市市民提案型市民活動支援事業の助成金を得て、隔年イベントである「暮らしと表現の芸術祭フェット FUCHU TOKYO（以下、フェット）」をスタートさせた。翌年はまち歩き企画「フェットツアー」やワークショップを開催し、2018年にNPO法人化を経て第二回のフェットを開催させた。

設立当初より「誰もが表現できるまち」を目指しており、市民主導によるボトムアップ事業として市民が企画・参加・運営できる枠組み作りを行っている²⁵。事業内容としては、イベントやワークショップの企画・運営／情報誌やウェブサイトによる地域情報・アート情報の発信／フェットの企画・運営が挙げられる²⁶。

表 3-7 ACFの経緯と変遷²⁷

2011	- アートスペース「メルドル」オープン（S氏）
2012	- 府中アートの会発足（K氏） - 市民提案型市民活動支援事業開始（府中市）
2015	- Artist Collective Fuchu 設立（任意団体）
2016	- 「暮らしと表現の芸術祭フェット FUCHU TOKYO 2016」開催（2016年度民提案型市民活動支援事業）
2017	- 「フェットツアー」スタート
2018	- NPO 法人認証（ACF） - 「暮らしと表現の芸術祭フェット FUCHU TOKYO 2018」開催（2018年度民提案型市民活動支援事業）

^{24,25} （ヒアリング 3-6）より。

²⁶ 出典：フェット FUCHU TOKYO HP「運営団体」（<https://fetetokyo.com/aboutacf/>, 2019.01.14 閲覧）を参照した。

²⁷ 表：（ヒアリング 3-6）より、筆者作成。

第三節 方法論的到達点と課題

- 第一項 地域課題と組織の設立過程
- 第二項 アーティストの招致とエンゲージメント期間
- 第三項 「質」の担保
- 第四項 アーカイブの蓄積

表 3-8 各事例の方法論的特徴²⁸

case 名称	事業内容	地域課題	組織の設立過程	アーティスト		「質」の担保	アーカイブの蓄積
				招致範囲	エンゲージメント期間		
1 黄金町エリマネジメントセンター	アーティスト・イン・レジデンス レンタルスペース コンバージョン イベント/ワークショップ	違法特殊飲食店の排除 空き店舗の有効活用 治安の悪化の解消 人口減少の解消	行政による文化芸術都市ブラン アートイベントの実行委員会	国内 国外	3ヶ月~1年	書類審査・面接審査	アーティストへのインタビュー記事の公開 年刊誌での活動レポート マップの作成
2 PARADISE AIR	アーティスト・イン・レジデンス レンタルスペース イベント/ワークショップ	沿線イメージの向上 沿線の活性化	行政による文化芸術プロジェクトの 事務局組織の派生団体	国内 国内	3週間~3ヶ月	ポートフォリオ/活動方針/ 地域との関係性に関する公開 審査 ビデオレターの公開審査	過去の作品・アーティストのWEB上での紹介 書籍の発売
3 3331アーツ千代田	レンタルスペース アーティスト・イン・レジデンス シェアオフィス ギャラリー/カフェ	廃校の利活用	行政による文化芸術都市ブラン	国内中心	1~3ヶ月	ディレクターによる公共性の ハンドリング	過去の展覧会・イベント情報の公開
4 向島学会	プラットフォーム/ネットワー クイベント (過去)	木造密集地帯の防災対策 空き家利活用	アートイベントの実行委員会	地元中心	無期	フィルターを極力設けない	活動レポートの発刊 過去の作品・アーティストのWEB上での紹介 マップの作成
5 森アーツセンター	イベント/ワークショップ シンポジウム コミュニティエンゲージメントプロ グラム	地域文化の継承 周辺開発に伴う地域との ギャップの回避	海外視察を通じた自発的な発足	地元 国内 国外	不定	社内アート関係者との コミュニケーション	活動レポートのWEB上での公開
6 Artist Collective Fuchu	イベント/ワークショップ プラットフォーム/ネットワー ク	アート関係者のネットワー クの可視化	地元のアートコミュニティ 行政によるボトムアップ型プロジェ クト支援事業 アートイベントの主催団体	地元中心	無期	プラットフォームの体裁のみ	過去の作品・アーティストのWEB上での紹介 季刊誌の発刊

第一項 地域課題と組織の設立過程

黄金町エリマネジセンター、PARADISE AIR など、予め明確な地域課題が存在しかつ行政や大学関係者によってそれが共有されていた事例については、課題解決のための布石としてのアートイベントの開催、その主催組織としての団体の結成という経緯を経ていることが分かった。また、3331アーツ千代田についても行政の明確な課題意識と文化芸術的ビジョンのもとに、文化拠点の構想とそのための組織設立の過程を踏んでいた。一方で森美術館のまちと美術館のプログラムや ACF の事例のように、文化芸術の文脈が先に存在し、それらを可視化することを目的とした事業の開始・組織の設立という過程を踏んでいる事例も存在した。向島学会は、地域課題解決のためのアートの導入と地域のアートの文脈の可視化という二つの過程が共存する形となっている。①課題解決型②文脈可視化型、両者について、ヒアリングから導出された方法論的知見・課題を以下に示す。

²⁸ 表：(ヒアリング 3-1～3-6) より、筆者作成。

①課題解決型

一般市民の課題意識のリサーチを徹底し、アートの道具化や地域とアートのギャップの発生を防ぐこと²⁹

②文脈可視化型

外部の視点（アート関係者や建築・都市計画系の専門家）を導入し、PDCAサイクルを回すこと³⁰

第二項 アーティストの招致とエンゲージメント期間

アーティストの招致範囲については、地元中心のもの、国内中心のもの、国内外から広く招致しているもの、国外中心のものなどばらつきが見られた。アーティスト・イン・レジデンス事業はその性質上期間限定での招致、地元中心の組織はその性質上無期限でのエンゲージメントとなる。方法論的知見・課題を以下に示す。

①地域外のアーティストの積極的な招致と地域への新しい視点の還元

外部のアーティストが地域で活動する過程での地域のリサーチは、地域住民や活動組織に新しい地域の魅力や課題を提示する効果がある³¹。これをアート作品や活動を通じて一般市民と共有することが、地域主体での課題解決（地域まちづくり）のための一手段となる。ただし、アーティストに全ての負担を強いることは困難である³²ため、アートまちづくりを行う団体が咀嚼・仲介する必要がある。

②アーティストの新陳代謝

地域住民や地元のアーティストとは異なる第三の主体としてのアーティストの存在を確立するためには、アーティストの招致→アーティストによるリサーチ→アーティストによる文化芸術的価値・地域の視点の還元→アーティストの退去、というサイクルを繰り返し、地域に関係するアーティストの新陳代謝を活発にする必要がある³³。黄金町エリマネセンターや PARADISE AIR などのアーティスト・イン・レジデンス事業中心の組織については達成されているが、地元中心の向島学会や ACF などの組織については改善の余地がある。

²⁹（ヒアリング 3-1）より、黄金町の地域住民は、子供をはじめとしてアート・アーティストへの信頼がまわってきているものの、一部は治安改善や経済再生の効果として懐疑的な見方をしている。地域と黄金町エリマネセンターとの間で目的意識の相違が見られる。

³⁰（ヒアリング 3-6）より、ACF は地域のアーティストや一般市民によるボトムアップ型の組織であるため、アーティスト組織や地域活動集団としての自走性を担保するためのノウハウが不足していると思われる。

^{31,32}（ヒアリング 3-2）より、アーティストはあくまで表現活動を主軸に活動すべきとしている。

³³（ヒアリング 3-1）より。

第三項 「質」の担保

地域におけるアートの「質」について、アーティストや一般市民に対して間口を広げすぎると統一性がなくなる³⁴という見解が見られた。また、外部のアーティストや建築・都市計画系の専門家を誘致するための広報面においても、アートの「質」のマネジメントは重要である。方法的知見・課題を以下に示す。

①審査・選考の必要性

一定の客観的なフィルターを儲けるための審査・選考。黄金町エリマネセンターや PARADISE AIR では選考過程が用意されている。特に PARADISE AIR では、地域住民を交えた公開ビデオレター審査のプロセスが存在しており、アートと地域のギャップの解消の一助となっている³⁵。この事例に倣い、外部のアーティストを招致する際の議論を地域全体で共有することが今後の一般的な課題となる。

②ディレクター／キュレーターによる統括

3331 アーツ千代田や森美術館をはじめとしたディレクター／キュレーター内在型の組織では、アーティスト、建築・都市計画系の専門家、ディレクター／キュレーターとの間の議論を通じて活動自体のブラッシュアップが図られている³⁶。一方で ACF のような地元中心の組織については第一項で指摘したような外部関係者との議論と合わせて、今後「質」のブラッシュアップがより図られる必要がある。

第四項 アーカイブの蓄積

黄金町エリマネセンターの事例では地域住民の世代交代によって、地域課題や組織設立・活動の経緯を把握していない人々が増加しているという³⁷。地域全体の課題意識の統一、アーティストを含めた外部関係者の誘致を進めていく上で、活動記録を定期的に残し共有する必要がある。

³⁴ (ヒアリング 3-3) より。

³⁵ (ヒアリング 3-2) より。

³⁶ (ヒアリング 3-1～3-2, 3-5) より。

³⁷ (ヒアリング 3-1) より。

第四節 組織論的到達点と課題

- 第一項 地域コミュニティ像
- 第二項 内部の組織構成
- 第三項 外部主体との関係性

表 3-9 各事例の組織論的特徴³⁸

case	名称	地域コミュニティ像	内部の組織構成	外部主体との関係性
1	黄金町エリアマネジメントセンター	治安の改善、経済再生優先 一部アートに懐疑的な層も	アーティスト ディレクター/キュレーター 建築・都市計画系専門	行政との協働関係
2	PARADISE AIR	アートまちづくりに意欲的 高い必要性	アーティスト ディレクター/キュレーター 建築・都市計画系専門	中立的
3	3331アーツ千代田	歴史性に基づいた結束あるコミュニティ	アーティスト ディレクター/キュレーター 建築・都市計画系専門	行政との協働関係
4	向島学会	下町コミュニティとアーティストの ゆるやかな共存関係	アーティスト ディレクター/キュレーター 建築・都市計画系専門	ボトムアップ的
5	森アーツセンター	歴史性に基づいた結束あるコミュニティ	ディレクター/キュレーター	中立的
6	Artist Collective Fuchu	創造性の発揮に意欲的	アーティスト ディレクター/キュレーター 一般市民	ボトムアップ的

第一項 地域コミュニティ像

地域コミュニティについては、①地域課題解決優先②アートに積極的③歴史性重視、の三タイプに大きく分けられる。各々についての組織論的知見・課題を以下に示す。

①地域課題解決優先

地域課題とアートとの関係性について地域住民の理解が及ばない場合、目的意識の相違によって活動の持続性が担保されない危険性が生じてくる。アートまちづくりを行う団体は、アーティストの行うリサーチのサポートや、文化芸術的価値やアートと地域の関係性について地域住民に対しての咀嚼をする必要がある。

②アートに積極的

アートへの受容性が高い地域に対しては、アーティストによる創造活動のみならず一般市民による創造活動の誘発を行なっていくことで、地域内でのコミュニケーションがより活発化すると考えられる³⁹。

③歴史性重視

歴史性を重視するコミュニティにあっては、アートによる歴史性や地域の文脈の再解釈が

³⁸ 表：(ヒアリング 3-1～3-6) より、筆者作成。

³⁹ (ヒアリング 3-4, 3-6) より、向島学会や ACF の場合は、アート活動に関してアーティストと一般市民の境界が曖昧である。実際に、一般市民のアートによる創造活動によって、地域住民間の認知度・理解度は増しているという。

起きている⁴⁰。課題としては、地域の祭りの主催団体（町内会など）のような古くからのコミュニティとの距離感を適切にハンドリングすることが挙げられる。地域の祭りにアートまちづくり組織が積極的に参加することで地域の信頼が得られる⁴¹場合があるものの、組織が大きすぎたり地域との距離感が近すぎたりする場合は、地域住民の警戒心を煽ったり、地域内の人間関係のなしがらみに巻き込まれたりすることで組織のフットワークが重くなる危険性がある⁴²。

第二項 内部組織構成

アート／アートマネジメント／まちづくり、それぞれのプロフェッションを持つ人材が事務局内に存在し、議論が行える状態が理想的であると考えられる。特にアートの芸術性・表現性と地域の資源・課題の擦り合わせを行うディレクターやキュレーターが活動全体のマネジメントを司ることが必要である。

第三項 外部主体との関係性

各事例について、外部主体との関係性をダイアグラム化したものが次頁の図（図 3-2）である。これらは大きく三つに分類される。それぞれの組織論的知見・課題を以下に示す。

①行政―地域仲介型：黄金町エリマネセンター／3331 アーツ千代田

行政のプランを実現するための組織として存在し、施設の賃貸借関係や管理委託関係にあるもの。活動の維持が行政の方針に左右されやすいため、自走するための資金体制の確立や空間の自主的な整備が課題となる。

②第三者型：PARADISE AIR／まちと美術館のプログラム（森美術館ラーニング）

地域や行政と一定の距離を置いており、地域に関係する第三者として半独立体制にあるもの。自走性やコンセプトの実現性が高い一方で、地域や行政との信頼関係の維持が課題となる⁴³。

⁴⁰ （ヒアリング 3-3, 3-5）より。

⁴¹ （ヒアリング 3-2）より。

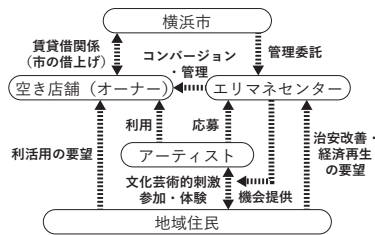
⁴² （ヒアリング 3-2）より。松戸アートライン PJ の初期は実行委員会形式を取っており、地域の権力者が中心となっていたが、地域住民からはよそ者扱いをされてしまったという。現在は、アートに関しては PAIR が、地域の統括に関してはまつどまちづくり会議が担当しており、両者との間でコミュニケーションが取られている状況である。こうした分業制を取ることで、スムーズな情報交換・意見交換が可能になる。

⁴³ PARADISE AIR は①を経ることで、森アーツセンターは企業自体のブランド力によって信頼性を獲得している。

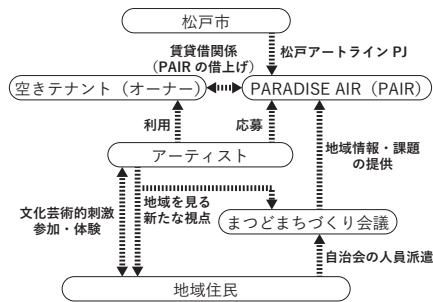
③地域一体型：向島学会／ACF

地域とアーティストとの協会が曖昧で、地域とアートの主客関係が薄いもの⁴⁴。このタイプは、地域における文化芸術関連情報のプラットフォームとして機能しているが、日常的で対人的なコミュニケーションの機会が比較的少なく⁴⁵、行政・民間施設を活用した日常的・偶発的なコミュニケーションを誘発する機会・空間の整備が課題となる。

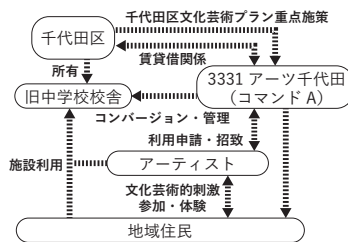
case.1 黄金町エリアマネジメントセンター



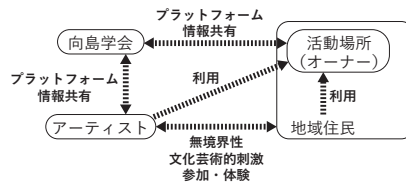
case.2 PARADISE AIR



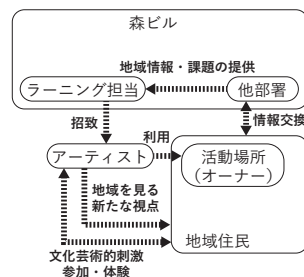
case.3 3331 アーツ千代田



case.4 向島学会



case.5 まちと美術館のプログラム (森美術館ラーニング)



case.6 Artist Collective Fuchu

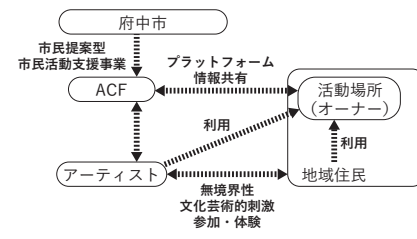


図 3-2 各事例の組織図⁴⁶

⁴⁴ 向島学会は①を経て③へ移行しているものの、現在はプラットフォームとしての機能しか有していない。

⁴⁵ (ヒアリング 3-6) より。

⁴⁶ 図：(ヒアリング 3-1～3-6) より、筆者作成。

第五節 空間論的到達点と課題

表 3-10 各事例の空間論的特徴⁴⁷

case	名称	活動場所の確保	地理的広がり	建築的・都市計画的ポイント
1	黄金町エリアマネジメントセンター	提供者をWEB上で募集 市からの管理委託	拠点的+分散的	違法特殊飲食店特有の庇の撤去 灯りが漏れるガラス面の確保 高架下利活用 空き店舗利活用
2	PARADISE AIR	民間のオーナーからの賃借	拠点的	ホテルの防音性の活用 空き店舗利活用
3	3331アーツ千代田	市からの賃借	拠点的	街路・公園との連続性 廃校利活用
4	向島学会	自己所有 ネットワーク	分散的	空き家利活用 地域の回遊性向上
5	森アーツセンター	自己所有 ネットワーク	拠点的+分散的	地域の回遊性向上
6	Artist Collective Fuchu	自己所有 ネットワーク	分散的	地域の回遊性向上

アート活動の場は、賃貸借関係で確保しているものと組織関係者の自己所有物件を活用しているものが見られる。前者の場合地理的広がりには拠点的、後者の場合は分散的となった。黄金町エリアマネジメントセンターの場合は、ウェブサイト上で遊休不動産所有者向けにアート活動の場へと転用するための窓口を設けている⁴⁸ため、高架下の拠点に加え小規模なアートスペースが地域に点在する形となっている。また森美術館の場合は、美術館（森美術館：六本木ヒルズ）という大規模拠点を自己所有していながら、ラーニングプログラム内では地域に広がるテナントをも有効活用している。従って上記二事例は拠点的+分散的という地理的広がりをとっている。

拠点的であることのメリットとしては、発信力の確保／イメージアビリティの向上／日常的な交流機会の設けやすさ、が挙げられ、分散的であることのメリットとしては、地域の回遊性の向上／地域とのギャップの解消、が挙げられる。これらは他方のメリットを持ち合わせていないことがデメリットとなっているため、前出二事例のような共存関係（拠点的+分散的）にあることが望ましいと考えられる。すなわち、拠点的な事例については地域の空間資源の情報網を構築することでアート活動の場の裾野を広げていくこと、分散的な事例については行政・民間施設への働きかけによって日常的・偶発的なコミュニケーションを誘発する拠点的な空間の整備を進めることが課題となる。

⁴⁷ 表：(ヒアリング 3-1～3-6) より、筆者作成。

⁴⁸ (ヒアリング 3-1) より。

第六節 まとめ

本節では、前節までの民間のアートまちづくりの事例分析で明らかになった課題から、今後の目指すべき方向性を提示する。

方法論的方向性

- ①アートを「地域の魅力や課題を顕在化するための表現手法」と捉え、地域のリサーチを踏まえたものとする
- ②アーティストを「地域の新しい見方を提示する人」と捉え、アート関係者や建築・都市計画系の専門家、地域住民とのコミュニケーションの機会を整備する
- ③アートまちづくりを行う組織はアートのクオリティコントロールに責任を持ち、ディレクター／キュレーターを中心としてアーティストによる作品・活動を地域に向けて咀嚼する
- ④流出入アーティストの均衡を保ち、新陳代謝を促す
- ⑤コミュニティ構成要員の変化に対応するため、アーカイブを残し共有・発信する

組織論的方向性

- ①地域の文化芸術へのリテラシーを向上させる要員としてディレクター／キュレーターを配備あるいは招致し、アーティストのサポートと地域住民とのコミュニケーションに徹する
- ②行政との協働を通じて地域からの信頼性を獲得しつつ、最終的には行政や地域との適切な距離感を維持する
- ③アーティストや地域住民の日常的なコミュニケーションの機会を設け、アーティストに限らない個々人の創造性を喚起し、最終的には地域全体とアートまちづくり組織、アーティストとの共犯関係を構築する
- ④発展段階としては、「行政―地域仲介型」あるいは「地域一体型」を経て、最終的に「第三者型」に落ち着くのが理想である

空間論的方向性

- ①行政や民間組織への働きかけを通じて、アーティストや地域住民の日常的なコミュニケーションの場となる拠点的空間を設ける
- ②地域の空間資源のプラットフォームを設け、アート活動が地域に溶け込むための小規模

な場を分散的に設ける

<参考文献>

- 3-1) 向島学会：向島学会のあらし，2003
- 3-2) 金善美：現代アートプロジェクトと東京「下町」のコミュニティ-ジェントリフィケーションか、地域文化の多元化か，日本都市社会学会年報，30，2012，pp.33-58

第四章 アート活動と地域まちづくりの接点

第四章の目次

第一節 本章の目的

第二節 文化芸術の持つ都市的効用

第三節 「アート・コレクティブ」という概念

第四節 アートまちづくりの段階的発展論

第五節 まとめ

第一節 本章の目的

第一章では近代以降の「文化」に関して、語義・政策・空間が密接に連動しながら変遷していったこと、特に1990年代以降は個々の文化の集団性・独自性・主体性が中心となっていることを明らかにした。第二章では行政の視点から見た地域におけるアート活動が四つの類型に分けられること、特に地域まちづくりとの関連が深い「Mass to Niche型」および「Niche to Niche型」に関して、アート活動をする者と一般市民との間の行政区画をまたいだ情報共有・協働体制の構築、行政とディレクター／キュレーターとの協力関係の構築、活動の場となる空間資源のプラットフォームの構築が課題となることを明らかにした。第三章では民間主体の地域的なアート活動に着目して、アートまちづくりを行う組織、特にディレクター／キュレーターは行政とも地域とも一定の距離を保つ中立的存在としてアートと地域の媒介となる必要があるとの方向性を示した。

本章では改めてアートと地域の接点についてこれまでの議論をもとに整理し、アート活動を通じた地域まちづくりの成功要因についての考察を行い、さらに文化芸術都市に求められる要素を提示することを目的とする。

第二節 文化芸術の持つ都市的効用

これまでのヒアリング（ヒアリング 2-1, 3-1～3-6）で明らかになった、文化芸術の持つ都市的効用について整理する。

地域の魅力や課題を顕在化するための表現手法となる

地域内外問わずアーティストや一般市民がアート活動に参加する際に地域へのリサーチを行うことで、文化芸術を契機として地域の魅力や課題を顕在化することができる。墨田区・墨田区文化振興財団主催の2017年度すみゆめ事業内で企画されたイベント「銭湯パカンス」では、小中学校へのチラシ配布を行うことで、これまで銭湯を利用する機会が少なかった親子層を銭湯の新たな顧客として獲得することに成功している¹。

地域まちづくりへの参加のためのきっかけとなる

藪谷ら²はまちづくり団体構成員の参加動機を①「余暇活用型」②「承認欲求型」③「自己実現型」の三タイプに分類している。しかし、地域住民が初めからこれらの動機を持っているとは考えづらく、多くはサイレントマジョリティとして存在していると考えられる。向島学会の藤賀氏は「まちづくり」というワードの義務感・仕事感について言及しており、一般市民が広くまちづくりに参加するにはハードルが存在するとしている³。一方で文化芸術は親しみやすさがあり、アート活動への参加のハードルはまちづくりのそれと比較して低い⁴。従って、地域でのアート活動はネガティブな都市問題に対する一種のオブラートとして作用するとともに、一般市民それぞれの余暇活用・承認欲求・自己実現へのモチベーションを刺激し、広く一般市民が地域まちづくりに参加する、あるいは関心を持つためのきっかけを提供すると考えられる。

¹ 出典：(文献 2-2)「銭湯パカンス」を参照した。

² 出典：(文献 4-1) 藪谷祐介・中原宏：まちづくり市民活動団体への参加動機と活動タイプとの関連性 - 「プレーヤー型」と「エリアマネージャー型」に分類して -, 日本建築学会計画系論文集, 82, 740, pp.2661-2671, 2017.10

³ (ヒアリング 3-4) より。

⁴ (ヒアリング 3-2) より。

ネットワーク形成のためのメディアとなる

ACFの事例では、地元の既存の祭り文化を中心とした閉じたコミュニティと新規住民との間の関係性を文化芸術が仲介し新たなネットワークが形成され、また一般市民が創造活動に参加することによって、お互いの人間性やオリジナリティへの理解度が増したとしている⁵。また3331アーツ千代田では「かえっこ」プロジェクト⁶のようなシステムそのものがアートと捉えられるようなコミッション・アート⁷を導入することで、参加市民の知り合いの幅が広がったとしている⁸。このように、アート・アート活動は地域の新しいネットワークを形成するための媒介となる。

地域コミュニティ・住民層のあぶり出しができる

アートはそもそも個々人で好き嫌いが生じるのが前提であるが、この性質を逆手にとって、地域のコミュニティや住民の層を逐次的・網羅的にあぶり出すことができる。PARADISE AIRの事例では、選定するアーティストの人間性や作品の個性にあえて幅を持たせることで、アーティストの特性に応じた層の地元の人々にアプローチすることができ、地域コミュニティの全体像の把握が可能になるとしている⁹。これは地域まちづくりの第一歩としての地域のソフト面での把握に有用であると考えられることができる。

地域性に対する議論のきっかけとなる

森アーツセンターの白木氏はアートの持つ暴力性・衝撃性を指摘している¹⁰が、そのアートの表現が地域の魅力や課題に紐付けられたものであれば、あえてアートによって物議を醸すことで、一般市民が地域性について議論するための土台となると考えられる。

⁵ (ヒアリング 3-6) より。

⁶ 使わなくなったおもちゃを「カエルポイント」に変換し、別のおもちゃを購入することができるというプログラム。

⁷ 活動・システムを構築し、不特定多数の人々の参加を促すアート。

⁸ (ヒアリング 3-3) より。

⁹ (ヒアリング 3-2) より。

¹⁰ (ヒアリング 3-5) より。

第三節 「アート・コレクティブ」という概念

「アート・コレクティブ」あるいは「アーティスト・コレクティブ」（以下、コレクティブ）という概念が近年話題に上っている。文献による明確な定義はなされていないが、性質としては「アーティストが個人で活動することの限界性から、様々なプロフェッションを持つ複数のアーティストが共同体意識を持ち、個々の活動をベースとしつつもプロジェクトや情報交換の必要性に応じて集団で活動するもの」であると考えられる。任意団体から NPO 法人や社団法人、一般企業まで幅広く展開されており、具体的には水呑百姓東京¹¹、Ongoing¹²、teamLab¹³、Chim ↑ Pom¹⁴などが挙げられる。

Ongoing 代表理事の小川希氏は「自分たちのリアリティに根差した価値基準に沿って切磋琢磨できる人たちと、内輪のノリではなく、もっと面白いことに挑戦していける関係」¹⁵の重要性を指摘しており、コレクティブとは単一思想のもとで結成された派閥的なものでも従来の個人主義的な活動でもない新しいタイプのアーティストコミュニティ、多様性が担保され、事あるごとに立ち帰れる場所であるとしている¹⁶。

このコレクティブという概念はアーティスト界限のみならず、一般社会・都市生活に拡張可能であると考えられる。都市を生きる人々の価値観は一般的に多様であり、地域まちづくりという名の下でエンゲージメントを確保し、一つの集団として意識の統一を図るのには時間を要する。そこで前節で指摘した文化芸術の持つオブラート性をもとに一般市民のコレクティブが形成されれば、それは地域まちづくりのための前段階として機能するだろう。地域に根ざした活動拠点を持ちかつ参画者の人数や多様性が一定程度見込める中小規模のコレクティブが周辺住民をも巻き込む事で、今後の地域まちづくりの担い手のひとつとなり得るのではないだろうか。また、地域の文化芸術を核とした緩やかな共同体意識が、地域まちづくりの裾野を広げることに繋がるのではないだろうか。

¹¹ 出典：水呑百姓東京 HP (<https://mizunomi.tokyo/index.html>, 2019.01.19 閲覧) を参照した。

¹² 出典：Art Center Ongoing HP (<http://www.ongoing.jp/ja/index.php>, 2019.01.19 閲覧) を参照した。

¹³ 出典：teamLab HP「ABOUT」(<https://www.teamlab.art/jp/about/>, 2019.01.19 閲覧) を参照した。

¹⁴ 出典：Chim ↑ Pom HP「Profile」(<http://chimpom.jp/profile.html>, 2019.01.19 閲覧) を参照した。

¹⁵ 出典：(文献 4-2)「Ongoing Collective 資本主義のなかでいかに有機的な仕組みをつくるか」、『美術手帖』2018年4・5月合併号, pp.13-15, 美術出版社 より引用した。

¹⁶ 出典：(文献 4-2) を参照した。

第四節 アート活動を通じた地域まちづくりの系譜別の段階的發展論と課題

これまでのケーススタディを通じて明らかになった、アートまちづくりの段階的發展フローを以下に示す。(図 4-1)

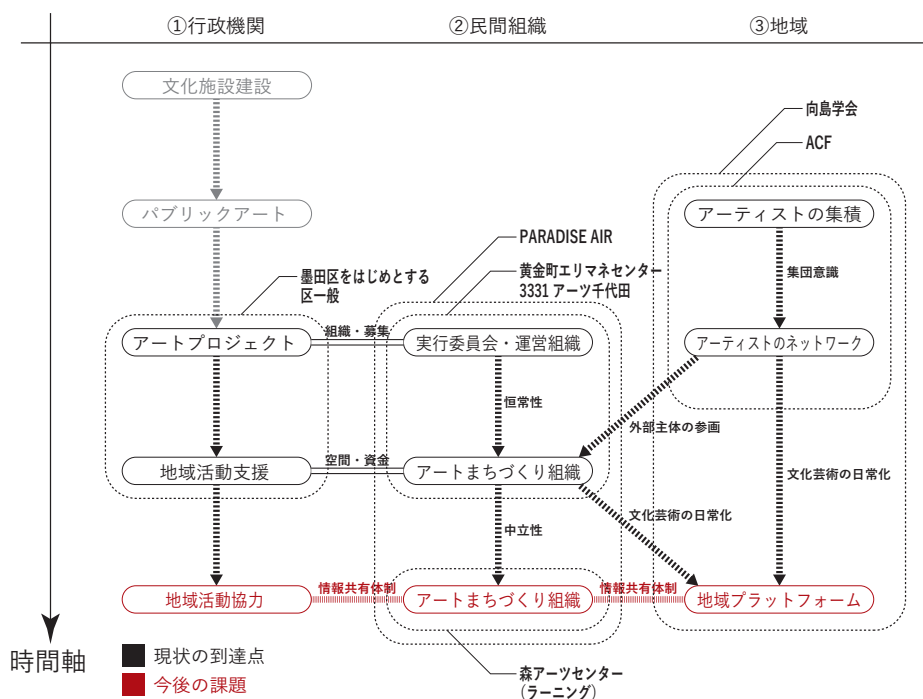


図 4-1 アートまちづくりの段階的發展フロー

ケーススタディを行なった各事例の組織形態や事業形態の変化を俯瞰的に眺めると、アートまちづくりには①行政主導の系譜②（一部行政のプランを受けた）民間組織の系譜③地域主体のボトムアップ型の系譜、の三種類が存在することが分かる。①については、アートまちづくりの行政の支援への依存を避けるために、空間や資金といった物質的支援から、空間や人材、ノウハウなどの情報の支援あるいは情報共有体制の構築による支援を②に行う必要がある。次に③については、地域の空間資源や人的資源、創造性の資源を日常的に共有することが必要である。最後に②は、①によるオーソライズされた情報や外部の情報と③によるローカルな情報とを、中立的な立場でオーケストレートすることが課題である。この①～③の緩やかな情報共有体制に前出のコレクティブの構造の都市的拡張を当てはめることが、持続的なアートまちづくりのための一手段となるのではないだろうか。

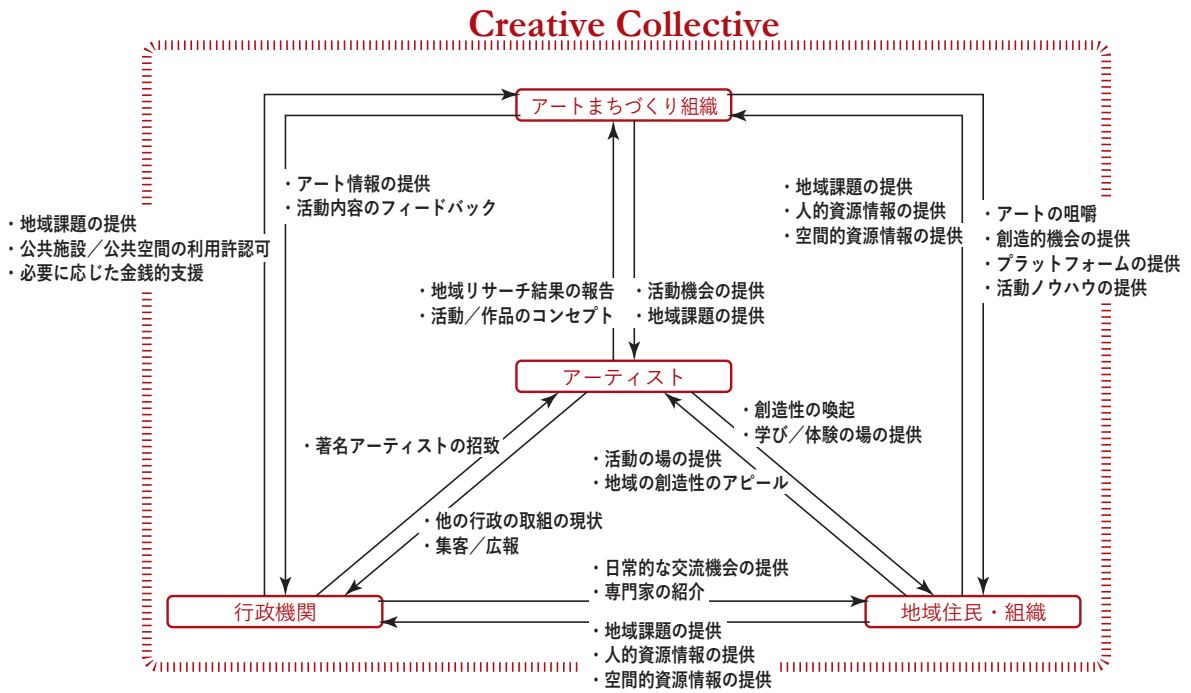


図 4-2 コレクティブの構造図

第五節 まとめ

今後アートまちづくりに求められるのは、様々なプロフェッションを持つアーティストや一般市民、行政関係者が地域の文化芸術的価値観をもとに緩やかな共同体(=コレクティブ)を形成し、個々の創造性を刺激し合いながら、文化芸術が映し出す地域の魅力や課題について議論をし合う環境を構築することである。その上で解決せねばならない課題や必要事項を、以下に方法論・組織論・空間論に分けて改めて整理する。

表 4-1 地域内各レベルで求められるアートまちづくり的アクション

	行政機関レベル	民間組織レベル	地域レベル
方法論	Mass to Niche型事業の拡大 民間アートまちづくり組織への情報支援	アート作品/活動と地域の関係性の咀嚼 外部アーティストの流動性の確保 アートのクオリティコントロール アーカイブの蓄積	地域の空間資源や人的資源、創造性の資源の日常的な共有
組織論	他の行政機関や区域外のアート関係者/ 建築・都市計画系の専門家との情報共有	行政機関/地域との適切な距離感の維持 および両者からの情報収集	アーティストや地域住民のコミュニティの裾野の拡張
空間論	区域内遊休空間/利用可能空間 についての情報の整理	拠点空間と分散的サテライト空間の整備	遊休空間/利用可能空間についての情報の提供

<参考文献>

- 4-1) 藪谷祐介・中原宏：まちづくり市民活動団体への参加動機と活動タイプとの関連性 - 「プレーヤー型」と「エリアマネージャー型」に分類して -, 日本建築学会計画系論文集, 82, 740, pp.2661-2671, 2017.10
- 4-2) 「Ongoing Collective 資本主義のなかでいかに有機的な仕組みをつくるか」, 『美術手帖』2018年4・5月合併号, pp.13-15, 美術出版社

終章

終章の目次

第一節 今後の文化芸術都市に求められる五大要素

第二節 文化芸術都市の展望

第三節 文化芸術都市／アートまちづくり研究の今後の課題

第一節 今後の文化芸術都市に求められる五大要素

本論での議論をもとに、今後の文化芸術都市に求められる五大要素を提示する。本研究では、調査によって明らかになったこれまでに実装されている要素に加え、新たに「共」の要素を提案する。

展

展示空間。作品を展示し文化芸術的価値を不特定多数の市民が享受するための場所として機能する。近代文化芸術都市は一般的にこの機能を有しているが、その性質として「Mass to Mass 型」「Mass to Niche 型」「Niche to Niche 型」「Niche to Mass 型」の全てが都市内で網羅されていることが望ましい。

創

創造活動の場・機会。「Niche to Niche 型」「Niche to Mass 型」については都市内で創造活動が行われる前提である。これはアーティストに限らず一般市民に向けて開かれている必要がある。公共的な文化施設のみならず遊休空間や私有の建物をも対象とし、創造活動が日常的に営まれることが望ましい。

住

居住空間。都市における文化芸術が地域の魅力や課題を反映するためには、アーティストや一般市民が一定期間都市に居住しリサーチを行う必要がある。アーティスト・イン・レジデンスは外部のアーティストが地域のリサーチをかけるための居住空間としてパッケージ化されたものと捉えることができる。

学

学習の場・機会。一般市民が地域の魅力や課題についてアート作品や活動を通じて学び取る機会や、地域内外を問わないアーティストの創造性や思想、技術を体感し習得する機会が必要である。アートまちづくりの今日的到達点としての地域の文化レベルの向上のために最も重要な要素となる。

+

共

共同体意識および個々の創造性や空間の情報の共有。アートは地域の関係者の創造活動が地域で積み重なって初めて文化芸術となる。そのためには一般市民が地域の文化芸術的ポテンシャルをもとに共同体意識を持ち、個々の創造性を理解し共有する必要がある。

第二節 文化芸術都市の展望

これまで文化芸術は「職業としてのアーティストの創造性を受動的に体感するもの」「地域の歴史・文脈として不可侵なもの」という一般的認識が少なからずあった。しかし、「学」によって一般市民個人個人の創造性が喚起され、「共」の要素によって共通の価値観を持つコレクティブが形成されれば、文化芸術においてアーティストと一般市民の垣根／歴史・文脈と現在の断絶がなくなり、一般市民の自由な発想に基づいた創造性がいたるところで発信される。創造性は、ファッションのように人類が自由に身にまとい、自己を自由に発信するためのツールとして当たり前のものになるだろう。

そのような社会が実現すれば、人々は地域の魅力・課題により積極的な態度を取ることが可能となるし、創造性を媒介とした対人関係のネットワークも広がり、地域の魅力の向上／課題の解決に向けた一般市民による主体的な活動が広がっていくかもしれない。これが「アート活動を通じた地域まちづくり」の本質的な部分であり、文化芸術と都市との新たな接点となる。文化芸術都市という概念は今後「美術館や博物館、劇場が集積した都市」でも「歴史的な魅力が維持されている都市」でもなく、「万人が創造活動を展開するためのシステムが備わった都市」に変容していくと考えられる。そのシステムは本論第四章第四節で述べたように、アートまちづくり組織による行政機関と地域との間での中立的なオーケストレーションによって実現する。そのための具体的方策は同第五節で述べた通りである。

第三節 文化芸術都市／アートまちづくり研究の今後の課題

本研究はアート活動を通じた地域まちづくりの現状に関して俯瞰的な立場で比較考察し、今後文化芸術都市やアートまちづくりを議論する上でのフレームをいくつか提示した。

フレーム①：地域におけるアート活動の類型（第二章）

Mass to Mass 型／ Mass to Niche 型／ Niche to Niche 型／ Niche to Mass 型

フレーム②：民間のアートまちづくり組織の類型（第三章）

行政―地域仲介型／地域一体型／第三者型

フレーム③：アートまちづくり活動地のコミュニティ像（第三章）

地域課題解決優先／アートに積極的／歴史性重視

フレーム④：文化芸術の持つ都市的効用（第四章）

地域の魅力や課題を顕在化するための表現手法となる／地域まちづくりへの参加のためのきっかけとなる／ネットワーク形成のためのメディアとなる／地域コミュニティ・住民層のあふり出しができる／地域性に対する議論のきっかけとなる

フレーム⑤：アートまちづくりの段階的発展論（第四章）

行政主導の系譜／（一部行政のプランを受けた）民間組織の系譜／地域主体のボトムアップ型の系譜

フレーム⑥：今後の文化芸術都市に求められる五大要素

展／創／住／学／共

これらは限られたヒアリング調査の結果から筆者が独自に組んだものであるため、議論の土台とはなるものの網羅性・汎用性に欠ける部分があることは否めない。これらのフレームを今一度国内外の個々の事例研究に当てはめ、フレームの確からしさの精度を高めることが今後の課題となる。

—付録—

東京 23 区の文化振興系の課へのヒアリング事項

A. アーティストの居住について

1. アーティストが集まって住んでいるエリア、アトリエやギャラリーが集積するエリアは存在するか
2. 行政機関の事業としてアーティストの居住促進や支援は行なっているか

B. 芸術系の組織について

1. 区内でアーティストを束ねる組織や個人は存在するか
2. そのような主体は行政機関とどのような関係にあるか

C. アートイベントについて

1. 定期的なアートイベントを開催することで、地域の活性化の面でどのような効果が見られたか

D. アート活動の拠点について

1. 従来の美術館のような「鑑賞行為」に主眼を置いたアート関連施設の他に、地域のアーティストや住民、学生の「創造行為」をも視野に入れたアートの拠点となる施設は存在するか
2. そのような拠点は、アートに関係する新たなコミュニティ形成の場となっているか

民間のアートまちづくり組織へのヒアリング事項

- ・ 活動開始の経緯およびこれまでの沿革
- ・ 組織構成や規模、関係職種
- ・ 空間の活用方法
- ・ マネジメント体制や資金面
- ・ 地域コミュニティとの関係
- ・ 活動目標や目的に対する自己評価および外部評価
- ・ 今後の展望

—謝辞—

これまで力を入れて取り組んだ数々の制作、

①景観開花。コンペ：街路に流すツイッター

人々のパーソナリティや記憶、体験が街に共有・蓄積される

②卒業設計：閘門を活用した美術館

地域資源の学びの場であり創作の場でもある美術館 創造性を刺激する建築

③xLab：AIによって建築化されるパーソナリティ

創造性の発信ツールでもあるファッションを建築に拡大

個々人の創造性の蓄積が都市のアイデンティティとなる

④都市環境デザインスタジオ：メディア・ハブ

地域住民の創造性が公共空間に表出するためのメディアとしての公共施設

の集大成としての概念が構築できた修士論文でした。まずはこれらの成果物を完成させるために私とともに作業をしていただいた方々や協力していただいた方々に感謝の意を表したいと思います。①高校の同期で建築・土木の方面に進んだ篠原と川口、②学部出口研同期で日夜議論を戦わせた豊間根、③遠い異国から訪れ柏の葉で2週間ともに作業をしたパトリックとジョンおよびスタジオのディレクターとしてお世話になった米田氏とソタマー氏、④社文出口研同期の曾根田、橋本、平野、トゥカ、イーゴリおよびスタジオ同班の菅野、皆様ありがとうございました。

また、本研究のヒアリング調査に応じていただいた23区の担当者の方、民間組織の代表の方、大変建設的な議論をしていただき誠にありがとうございました。

さらに、これまでお世話になった両親、現在生後3ヶ月の愛犬 Pinot（とても可愛い）、修論の完成・卒業を報告できずに先日亡くなった祖父とまだまだ元気でいて欲しい祖母、その他親戚の方々も、応援ありがとうございました。

最後に、考えが浅はかで計画性がなく生意気な私を陰ながら支えてくださった助教の大島先生、研究員の中野さん、そして第二の父として人生相談にも数多く応じていただいた教授の出口先生、これまで3～4年間大変お世話になりました。ご指導誠にありがとうございました。